

平成 26 年 12 月 3 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

1 2 月 3 日 (初 日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第 4 一 般 質 問
- 日程第 5 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度南知多町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 6 議案第58号 町道路線の廃止について
- 日程第 7 議案第59号 財産の購入について（給食配送車）
- 日程第 8 議案第60号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第61号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第62号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第63号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第64号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第66号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第67号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第68号 平成26年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 請願第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願
- 日程第18 請願第10号 介護従事者の処遇改善を求める請願
- 日程第19 請願第11号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める請願
- 日程第20 請願第12号 消費税増税10%への引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	石黒正重	2番	福田千恵子
3番	高原典之	4番	清水英勝
5番	藤井満久	6番	山下節子
7番	吉原一治	8番	鳥居恵子
9番	松本保	10番	鈴川和彦
11番	榎本芳三	12番	榎戸陵友

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	鳥居敏正
総務部長	渡辺三郎	総務課長	大岩良三
検査財政課長	中川昌一	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	柴田幸員	企画部長	齋藤恵吾
企画課長	林昭利	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	平山康雄	建設課長	吉村仁志
産業振興課長	北川眞木夫	水道課長	石堂和重
厚生部長	早川哲司	住民課長	宮地廣二
福祉課長	河合高	環境課長	鈴木喜雅
保健介護課長	鈴木正則	教育長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食センター所長	細谷秀昭	会計管理者兼 出納室長	石堂登久則

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 竹味英季 主査 保母公次

[開会 9時30分]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を12月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、ことしははや12月となりました。師走ということで、お坊さんも走るくらい忙しいと言われておりますけれども、ことしは選挙が2つもあり、例年の2倍、3倍と忙しく感じられます。

昨日、衆議院選挙の公示となりました。国を豊かにしてくれる人、暮らしを豊かにしてくれる人、そして、何よりも心を豊かにしてくれる人を選びたいものです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第5回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

また、教育委員会委員長より、南知多町教育委員会活動の点検及び評価の結果に関する報告がありましたので、その報告書をあわせて配付しておりますので、御了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、藤井満久君、6番、山下節子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの10日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（榎戸陵友君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては、御多用の中、御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

まず、原動機付自転車オリジナルナンバープレートデザイン募集につきまして御報告申し上げます。

南知多町をPRするため、平成26年7月14日から9月1日までの間、ナンバープレートのデザイン募集を行い、小学生、中学生及び一般の方々から109点の応募をいただきました。その中から、原動機付自転車オリジナルナンバープレート選考委員会におきまして8作品を選定し、その後、町民の来庁時の投票結果を踏まえまして、最優秀作品1点、優秀作品3点を決定させていただきました。今後、最優秀作品のデザインをもとにナンバープレートの製作を行います。1,000枚製作し、平成27年4月1日、平成27年度当初から交付を予定させていただいております。

次に、第6次産業化やブランド開発を目的に、あいち知多農業協同組合、南知多水産振興会、商工会、南知多プラスチック工業団地協同組合、南知多町観光協会、議会の御協力を得まして、昨年8月に設立いたしました南知多町産業振興協議会の活動状況につきまして御報告を申し上げます。

昨年度は、6次産業化やブランド推進の説明会開催、調査・研究のほか、イベントなどでみかん酒のPRに努めてまいりました。

本年度も、ケーブルテレビや広報などでの6次産業化やブランド推進、また補助金など、町民に対しましてPRを実施いたしまして、事業者からのブランド申請相談活動などを行っております。現在、6次産業化では、国の総合化計画の認定を受けた事業者が3名、ミーナの恵みブランドは4件認定をされています。今後も、これらの事業者や商品に対しまして積極的なPRや支援を継続し、また新たに6次産業化に取り組む事業者の掘り起こしやブランド商品の開発を推進してまいります。

次に、保育所待機児童の状況につきまして御報告申し上げます。

保育所の待機児童につきましては、平成26年4月入所時点におきまして待機児童数は10名ございました。その後、6月1日に2名となり、11月1日現在で待機児童はゼロ名となりました。臨時保育士の確保により受け入れ体制が整い、入所していただくことができるようになりました。

最後に、消費税増税に伴い国が支給いたします臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金及び愛知県が支給いたします子育て支援減税手当の受け付け状況につきまして御報告申し上げます。

去る7月1日から、内海サービスセンターなど各地区の公民館で行いました受け付け分と福祉課窓口及び郵送での受け付け分を合わせました申請者数及び見込み対象者数に対します申請者数の10月末現在における割合につきまして御報告申し上げます。

臨時福祉給付金は申請者数3,299件でございまして、78.7%、子育て世帯臨時特例給付金は申請者数933件で92.0%、子育て支援減税手当は申請者数1,130件で91.6%でございます。

申請期限を平成27年1月5日まで延長いたしましたが、まだ申請しておみえにならない方々には11月下旬にお知らせ文書を送らせていただきました。

今後も、申請書受け付けを福祉課、各サービスセンターと郵送で行いまして、あわせて給付金等の支給事務手続を行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日、提出させていただきます案件は、専決処分の承認を求めることにつきましてを初め12議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を説明申し上げます。

議案第57号の専決処分の承認を求めることにつきましては、平成26年度南知多町一般

会計補正予算（第5号）でございます。

補正予算の内容といたしましては、本年11月21日の衆議院の解散に伴いまして、本年12月14日に執行されます衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございまして、同条第3項の規定により議会に報告をし、その承認を求めるものでございます。

歳入歳出それぞれ1,335万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を71億9,831万6,000円としたものであります。

予算の内容といたしましては、歳出におきまして総務費1,335万4,000円を追加し、歳入におきまして県支出金1,335万4,000円を追加したものでございます。

議案第58号の町道路線の廃止につきましては、町道におきまして1路線を廃止するものでございます。道路法第10条第3項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案第59号の給食配送車の購入につきましては、11月26日に入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第60号の南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成27年1月1日に施行されることに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第61号の南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部が本年12月1日から施行され、児童扶養手当法の一部が改正されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第62号の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号の南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第64号の南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号の南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上の4議案につきましては、人事院は本年8月7日に民間給与との較差を埋めるため、平均0.3%俸給表の水準を引き上げるなどの給与勧告を行いました。一方で、平成27年4月から、地域の民間給与水準を踏まえまして、俸給表の水準を平均2%引き下げ、それに合わせ、地域手当の支給割合を見直すなどの

給与制度の総合的な見直しの勧告も行いました。

これによりまして、本町におきましても、国家公務員の給与改定に合わせ、議会議員、特別職の常勤の職員及び教育長の期末手当支給割合の改定、並びに一般職職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正するものでございます。

議案第66号は平成26年度南知多町一般会計補正予算（第6号）でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,032万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を73億2,863万7,000円とするものでございます。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、議会費66万9,000円、総務費1億194万1,000円、民生費784万5,000円、衛生費1,467万5,000円、農林水産業費564万9,000円及び災害復旧費794万円をそれぞれ追加いたしまして、商工費282万6,000円、土木費67万8,000円、消防費407万1,000円及び教育費82万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳入におきましては、国庫支出金646万9,000円、県支出金888万3,000円、繰越金350万2,000円、諸収入612万円及び町債1億3,348万円をそれぞれ追加いたしまして、地方交付税2,813万3,000円を減額するものであります。

議案第67号は平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ590万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を18億2,466万1,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、地域支援事業費590万6,000円を追加し、歳入におきましては、国庫支出金150万4,000円、県支出金75万2,000円及び繰入金365万円をそれぞれ追加するものであります。

議案第68号は平成26年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、収益的支出を8,272万3,000円増額し、8億2,262万8,000円に、また資本的支出を65万2,000円減額し、4億4,342万8,000円とするものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（榎戸陵友君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

4番、清水英勝君。

○4番（清水英勝君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず、質問の第1といたしまして、津波災害避難について。

10月25日より28日までの4日間、陸前高田市の仮設住宅に住んでいる方々を訪問し、東日本大震災時避難の話、仮設住宅生活の話等を伺ってきました。既にいろいろな場所で報じられているので重複する内容もあるかと思いますが、災害時の心構えとして、次の5つのことが特に印象に残っております。

1つ目、声を出して逃げる、2つ目、決して戻らない、3つ目、避難時には処方箋を忘れずに持つ、4つ目、1次避難場所での防寒対策及び1次避難場所から2次避難場所への移動ルートの確保、5つ目、避難生活時の女性への配慮、以上です。

この1と2の逃げる、戻らないということは自助の意識の問題であり、ぜひともこれから各地で行われている避難訓練等で住民に周知徹底するよう、行政からも防災会に指導していただきたいと思っています。

特に問題に取り上げたいのは3と4の項目です。せっかく逃げたのに、陸前高田市では、津波警報解除が出ても、2次避難場所に移動するルートが瓦れきや浸水、橋崩壊により壊滅状態になっており、すぐに移動できなかつたり、3月の寒い中、高齢者の方や幼児が低体温症や肺炎で亡くなつたりしています。そして、辛うじて2次避難場所、医療基地にたどり着いても、処方箋がないため手当てがおくれたりしています。各自が防寒具、薬手帳を日ごろから準備して、避難時に持って逃げるよう、しっかり意識づけることが第一とは思いますが、自助頼みだけではなく、共助、公助としても何か対策がとれないでしょうか。

次のようなことを提案いたします。

① 1次避難場所は、各地区さまざまな状況です。そこで、各地区の自主防災会が1次避難場所で24時間持ちこたえるにはどのような対策が必要か考え、各地区がそれぞれの条件に合った1次避難場所の整備を行政とともに検討する機会をつくる。

2つ目、行政が行っている高齢者見守りサポート、そしてデイサービス、ホームヘルパー事業などを活用して、行政、社会福祉協議会が中心になり、住民の自己申告制による処方箋等の情報を管理。東北のある地方では、社会福祉協議会がデータ管理していくという動きが始まっているとも聞きました。

3つ目、最大10メートルの津波が来ると想定し、被災後の状況をシミュレーションし、2次避難場所までの移動ルート等を各地区自主防災会と行政が検討する。

自主防災会に1、3のようなテーマを投げかけて地区内で考えてもらうことは、防災会の活性化、自主性を高める上にも効果があると思います。このような対策を早急に行っていただければいかがでしょうか。

また、上記の提案に関し、次の質問をいたします。

質問の1. 行政として処方箋の問題、1次避難場所での防寒等の問題、1次から2次避難場所への移動ルートの問題をどのように考えているのか、説明願いたい。

質問の2. 名古屋市では陸前高田市に現在11人の職員を派遣し、復興・被災支援などについて現地で経験を積ませ、ノウハウの取得に努めています。南知多町でも、そのように被災地に職員派遣を行い、実際の経験を学ばせて、今後の町の防災対策に活用することを考えてはいかがでしょうか。

次の質問に移ります。

2. 放課後児童クラブの環境について。

南知多町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準の最低基準の目的において、利用者が、明るくて衛生的な環境において、省略させていただきまして、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとあります。また、構造設備に関しては、採光、換気等、利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分に配慮とあります。

現在、内海にあるうみっこ児童クラブの現状は次のとおりです。

①パーティションで区切られた壁が隣のサービスセンターまで続いているので、振動、音等が伝わるということで子供たちの遊びに制約がある。②隣接する区会事務局との仕切りがアコーディオンカーテン1枚のため、カーテンの下からボール等が隣室に入る。

また、昼寝の時間等に隣室の会話等が聞こえてくる。シンセサイザー等の楽器演奏時にも隣室に気兼ねする。③外での遊び場がサービスセンターの駐車場ということもあり、4時以降しかできない。ボール遊びも禁止。通行車両が常に気になる。④子供たちのうがい場所はトイレの手洗い場を使用。トイレは男女混合。男子トイレの水洗は手動でタンクに貯水するタイプ。⑤窓は網戸を取りつけないタイプなので、夏の時期など虫が室内に入るために窓をあけての換気ができない。現在、窓ガラスが割れており、ガムテープで補修しております。⑥選挙などの行事がある場合はクラブの場所を利用するために、部屋の移動をしなければならない。遊び道具等を指導員が運ぶ。行事時には子供たちが日ごろ生活する場所が土足開放となる。⑦子供たちが遊ぶスペース部分の床面がフローリングのため、冬場など特に寒さが気になる。

現在の状況は、保健衛生上、精神衛生上、また災害等に対する面からも子供たちにとって最良の環境を与えているとは思えません。最良な環境を早急に提供することをしてもらいたいですか。

関連いたしまして、次の質問をいたします。

質問の1. 現在の状況は、町の最低基準に照らし合わせて守られているのか。

質問の2. 現在のうみっこクラブの環境をどのように考えているのか。また、どのように捉えているのか。

質問の3. うみっこクラブがあるサービスセンターの耐震性はどのようになっているのか。

次の質問に移らせていただきます。

質問の3. 町が実施している河川水質調査結果について。

現在、町内の内海川、百々川、片名川、山海川、かに川、大井川、師崎川の7つの川で、年4回、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、溶存酸素、大腸菌群数、全窒素、全リン、n-ヘキサン抽出物質の7項目で水質調査が行われています。

平成24年度の調査において、140調査項目中55項目、また平成25年度調査においては、140項目中57項目が基準値を超えています。特に町の基準値1,000MPa/100ミリリットル以下、国の環境基準値5,000MPa/ミリリットル以下と決められている水質の衛生状態に関与する大腸菌群数が、24年度では24万MPa、25年度では2万4,000MPaと、はるかに超えた数値が検出されています。

南知多町はきれいな海を観光でもアピールしております。そのきれいな海に流れ込む

河川の水質は大変重要な位置にあると考えます。

そこで、次のような質問をいたします。

質問の１．この河川水質調査は何を目的に行われているのか。

質問の２．７つの調査項目で水質のどのようなことがわかるのか。

質問の３．25年度調査結果から、町内の河川はどのような水質状態と判断するのか。

質問の４．町の基準値を超えた結果が出た場合はどのような対応をしているのか。

質問の５．カドミウム、シアン、水銀、六価クロム等の有害物質についての河川水質調査は行わなくてもよいのか。

以上です。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問１の１、行政として処方箋の問題、１次避難場所での防寒等の問題、１次から２次避難所への移動ルートの問題などについて、どのように考えるかにつきまして答弁させていただきます。

まず、処方箋の問題につきましては、医師により作成される処方箋を住民の自己申告によりデータ管理することは、現在のところ非常に困難であると考えています。処方箋は常に最新のものが求められます。過去の処方箋により誤った薬の投与をすれば、命にかかわることにもなります。

現在、社会福祉協議会では、ノリの空き容器を活用し、治療中の病名や薬の名前などを記入した救急情報を自宅の冷蔵庫に保管していただく救急情報キット配付事業も進めています。

また、昨年、災害時の防災対策チェックリストを町広報に折り込み、全戸配付し、非常持ち出し品として持病の薬やお薬手帳等を記載させていただきました。処方箋は、災害時の持ち出し品として重要なものでございます。避難袋などに入れていただくよう啓発を行い、自助の意識を高めていきたいと思っております。

次の１次避難場所での防寒対策の問題につきましては、１次避難場所は津波から身を守るための一時的に避難する高台の空き地を選定しています。短時間の一時的な避難と考えていますので、防寒対策は各自でしっかり行っていただきたいと思っております。町とい

たしましても、避難時の持ち出し品として町広報などで啓発に努めてまいります。

また、屋内施設でございます2次避難所への移動ルートの問題につきましても、何ともしも命を守るという観点から、1次避難場所への誘導案内板の整備や避難場所等の危険度判定調査等をさきに進めていますが、議員の言われる2次避難所への移動に係ることは、今後、避難所運営とともに、自主防災組織との協議や防災訓練の場で検討を重ねていきたいと考えております。以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございます。

今お話にありました処方箋の問題ですけれども、実際、陸前高田の人にお聞きしましたら、あちらでもやっぱり冷蔵庫等に入れるとか、そういう対策はしているんですけど、いざというときに、冷蔵庫をあけて、それを持っていく、それだけの余裕もないという話も聞きました。そしてまた、外出している人がまた家に戻って、冷蔵庫をあけて、その容器を持っていく。そういうこともする時間というか、余裕もないと聞きました。それで、一部のところでは、処方箋等を入れた安全袋、そういうのを首からかけるのを考えているということも聞いております。

あと、防寒対策のほうですけれども、1次避難場所では短時間の避難ということは今お答えしていただいたんですけれども、短時間というのは、どれぐらいの時間を考えてみえるのか。もし想定しておるんだったら、教えていただきたいと思います。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

一時的な避難という部分でございます。数時間から半日程度というふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

また、これも申しわけないんですけども、東日本の場合ですと、津波警報が解除されるまで24時間かかったと聞いております。その24時間というのを短時間と捉えていいのかどうかということはすごく重要な問題じゃないかと思っているんですけども、過去にそういう24時間という例があるならば、24時間、1次避難場所で待機するというのを考えて、それにこしたことはないと思います。それ以下で警報が解除されればいい問題であって、24時間、1次避難場所で寒い中、雨の中、いられるのかどうか、最悪の状況を考えることが必要じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議員が御指摘をしていただきました東北のほうの24時間ほど警報解除までかかったということでございますけれども、最悪の事態を想定いたしまして、少しでもそういった部分で長時間になるようではございましたら、本町のほうにおきましても防災対策のチェックリストの中でそういったことを明記いたしまして、しっかり自己管理、自己啓発ができるように努めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

続きまして、2次避難場所の件に移りたいんですけども、私の住んでいるところは山海地区ですので、正直ほかの地区がどうなのかはわからないんですけども、山海地区の2次避難場所は旧山海小学校、町の災害マップでいきますと、水没するところになっております。もう1つが岩屋の公会堂です。岩屋の公会堂のほうに、例えば山海の町民1,000人が入れるのかというと多分入れないと思います。そして、旧山海小学校の水没しているところに2次避難場所として、やはりみんなが行けるのかというと、すごく不安を感じます。

そこで、地域の人とよく話をするんですけども、山海ですと、パイロット事業の高台があり、そこにはビニールハウス等がたくさん建っています。私もよくわからないんですけど、ビニールハウスというのは地震にも強いそうで、もしそこで避難することができれば、2日間、3日間、雨風はしのげるんじゃないかなと思っています。

ぜひとも行政として、全体を捉えるんじゃないなくて、地域地域の細かい状況はいろいろ違うと思いますので、そういうことを自主防災会の人に投げかけて、テーマを与えて、地域地域の対策というのを進めていただきたいなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議員の提案、大変ありがとうございます。確かに自主防災会におきましては地域ごとに活動しております。また、地域ごとに状況も異なるということがございますので、そういったテーマを町のほうも考えまして、地域等も考えていただき、また地域とともに一緒に考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（４番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

４番、清水君。

○４番（清水英勝君）

ありがとうございます。

ぜひとも自主防災会にいろんな問題、テーマを投げかけてあげまして、それで、地域でいろいろ考える機会というか、彼らにも役割を与えてほしいと思っております。

次の質問、お願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問１の２、南知多町でも被災地に職員派遣を行い、実際の経験を学ばせて、今後の町の防災対策に活用することを考えてはいかかでしょうかにつきまして答弁させていただきます。

東日本大震災の被災地への本町の職員派遣につきましては、愛知県町村派遣職員被災地支援の一員として、仙台市泉区役所へ２人を、平成23年５月13日から５月21日まで、罹災証明発行事務に係る家屋の被害認定調査を行うため派遣をいたしました。

また、厚生労働省保険局の災害応急対策への派遣依頼により、岩手県大槌町へ保健師１人を、平成23年５月23日から５月30日まで、被災地の健康相談、健康チェック、避難

所の衛生対策を行うため派遣をいたしました。

震災直後における職員派遣は短期間での要請でしたが、復興段階になってからは、中・長期での派遣要請とともに、区画整理や道路整備など技術職や専門職の要請となってきました。本町のような小規模自治体におきましては、技術職や専門職を中・長期に派遣できる職員の余裕がないため、現在、職員派遣は行っておりません。以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

陸前高田の職員、名古屋市から派遣されている職員の方、いろいろ話を聞きましたら、やはり被災直後より今が一番いろんな経験が積めるという話を聞きました。今だと、落ちついて、市がどういうことを考え、どういうふうに対策を練っているのか。そしてまた、名古屋市の場合ですと、長期、1年ぐらい仮設住宅に被災者の人と一緒に住んで、市の行政のほうを手伝っているということを知りました。私もそういう話を聞いて、被災直後より今が一番行く時期じゃないかなと考えておりますので、厳しい人数の中ではありますけれども、ぜひ町長、検討していただきたいと思っております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、大きな質問の2、放課後児童クラブの環境についての御質問2の1から2の3までは関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、御質問2の1、この現在の状況は、町の最低基準に照らし合わせられているのかにつきましては、南知多町放課後児童健全育成事業は平成22年6月より町公民館内海分館の1階において開設しております。

南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、設備運営基準は、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしてされております。

議員のおっしゃるとおり新しい施設ではございませんため、現状のとおりでございます。

す。しかし、遊びの場及び生活の場としての機能などの専用区画は設けておりますし、児童1人当たりの面積も基準を満たしております。

また、指導員につきましても、保育士の資格を有する職員などが愛知県放課後児童指導員研修を受けておりまして、子供のため、日々よりよい方法を見出しながら支援をしておりまして、町の基準を満たしております。

次に、御質問2の2、現在のうみっこクラブの環境をどのように考えているのか。また、どのように捉えているのかにつきましては、施設的な環境面では、現在の環境を維持していきたいと考えております。

なお、本事業の設置場所につきましては、児童や保護者にとって最もよいのは、通学している小学校内にあることだと考えております。

今後は、国が示している放課後子ども総合プランが推進しております学校の余裕教室の活用を視野に入れながら、担当課と教育委員会との連携を図り検討してまいりたいと思っております。

次に、御質問2の3、内海サービスセンターの耐震性はどのようになっているのかにつきましては、I s 値、いわゆる構造耐震指標は0.46という数値でございまして、耐震性は低いという状況でございます。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今、最低基準は満たされているというお話を聞きましたけれども、もし部長のお住まいのところが、隣の家との間が壁じゃなくて、アコーディオンカーテンであったとしても、それで生活最低基準は守られているとお思いなんではないかということと、あと、子供たちの遊ぶ場所の床がフローリング、Pタイルというフローリングだと思うんですけど、本当に冷たくて、そこではだしで遊んでいるわけです。そんなところでもやっぱり雨風はしのげるかもしれないんですけども、最低基準を満たしているとは私はどうしても思われないんですけども、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

アコーディオンカーテンでございますが、もともとあの施設は会議室として利用しておいたスペースでございます。平成22年、それよりも前に、保護者の方々の御希望により、私どもが考えたところ、今の内海分館の施設で開設しております。隣に内海地区の区長会の事務局がありまして、あの場所は実は選挙が行われる施設でございます。そうしますと、私どもの考えでは、衆参ダブル選挙があったときはあのアコーディオンカーテンを広げ、内海地区の区長会のほうまでスペースをとらないと選挙が開設できない状況になってまいります。そういうこともありまして、現在のアコーディオンカーテンをそのままにしております。

最低基準につきましては、先ほど申しましたように専用の区画を設けているという状況でございますが、内海地区の区長会も実は2時には最終的にはお帰りになられるということでございます。児童クラブは約3時ごろからの開設でございますので、時間的にはずれるのではないかと。年間を通して全てではございませんが、そういうような考えでございます。

2点目でございます。床のことでございます。施設の中に畳を敷いて、その部分も遊び場としてやっております。非常に冷たいところは私どもも承知しておりますが、先ほど申しましたように、選挙会場のときにはそういう施設としてまた使わなければならない。その場合は土足で上がるということになりますので、今の状況を保持していきたい。今の環境を維持していきたいというふうに考えております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今お答えいただいたのを、私、考えてみると、全て行政サイドの物の考え方で、子供の考えが入っていないような気がします。子供たちのために、町長も子供たちの健全な育成というのを重点施策として取り上げている割には、大分かけ離れているのではないかと思います。もし、どうしてもあそこの場所を使用しなければいけないという考えになると、今、部長の言われたようなことになるかもしれないんですけども、小学校のあいている教室等、そういうことを考えれば、全て解決するのではないかと思います。

また、たしか富山県だと思いますけれども、高齢者と、それから子供たちが一緒の場所、空き家を借りて、そこで一緒に多世代で交流する。それから、放課後児童クラブの

ところに高齢者の人が入る。この指とまれとか何か、そういう名前の活動もされているとか聞きます。ぜひとも子供たちのためにどうしたらいいのかを考えていただきまして、アコーディオンカーテンだけは早急に壁にしてあげないと、先ほど時間的な差があるのでいいという話がありましたけれども、一番長期にいる夏休みのときは朝からずっと子供たちもあそこにいるわけですので、アコーディオンカーテンじゃなくて、せめてパーテーションなり何なりで考えていただくことはできないかなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

御指摘のように、私ども、最低基準は満たしておると考えておりますが、御質問2でお答えさせていただきましたように、国が示している総合プラン、当然学校の児童減少に伴い、空き教室の利用を促進しております。それにつきましては、平成22年6月、開所当初から教育委員会等と空き教室について御協議申し上げております。しかし、教育委員会サイドも学校の利用を、今、障害のお子様、その他いろいろな理由で出入り口との関係、それから空き教室の利用についてはなかなか難しい状況だと聞いております。先ほどもお答えさせていただきました教育委員会との連携をとりまして、さらなる進展が図れるように検討してまいりたいと考えております。

それから、アコーディオンカーテンの件でございますが、先ほど申しましたように、いろいろ選挙との関係がございます。決して今が最良の環境だとは私どもも思っておりませんが、この状況も現状ではいたし方ないというふうに考えております。よろしくお願いたします。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

小学校のあいている教室だけではなくて、今、町も空き家問題等、すごく重要な問題として取り上げておりますので、例えば中庭がある空き家とか、そういうところを町が借りて、そこを子供たちのクラブにするとか、そういうことも考えていただきたいなど思っております。

次の質問、お願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、大きな質問の3、町が実施している河川水質調査についての御質問3の1から3の5までは関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、御質問3の1の、この河川の水質調査は何を目的に行われているのかにつきましては、河川流域の生態系の保全や各河川から海への流入水質の状況を把握することを目的として実施しております。

次に、御質問3の2の、7つの調査項目で水質のどのようなことがわかるのかにつきましては、7つの項目とは、清水議員がおっしゃられたとおり、水素イオン濃度、化学的酸素濃度要求量、溶存酸素、大腸菌群数、全窒素、全リン、n（ノルマル）－ヘキサン抽出物質でございます。

これらの項目は、環境基本法の公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する基準に示されている海域部の7項目でございまして、各家庭などからの排水が河川を通して海域への負荷がどの程度あるのかを知ることができます。

次に、御質問3の3の、25年度の調査結果から、町内の河川はどのような水質状態と判断するかにつきましては、化学的酸素濃度要求量、大腸菌群数及び全窒素などが基準値を超えていることから富栄養化が進んでいると判断しておりまして、上流部における事業所からの排水、未処理の生活雑排水、畑地への過剰施肥、畜産廃棄物の不適切処理などが原因であると考えております。

次に、御質問3の4、町の基準を超えた結果が出た場合はどのような対応をしているのかにつきましては、河川の中流部及び上流部におきまして水質検査を追加実施し、発生源が生活雑排水によるものなのか、畑地への過剰施肥であるものなのか、または畜産廃棄物の不適切処理であるもののかなどを総合的に調査いたしまして、発生原因の特定をした後、改善指導をしております。

次に、御質問3の5、カドミウム、シアン、水銀、六価クロム等々の有害物質についての河川水質調査を行わなくてもよいのかにつきましては、本町では、カドミウム、全シアンなど第1種指定化学物質を取り扱う民間事業所がないため、これら、人の健康の保護に関する環境基準項目の水質調査は行わなくてもよいと考えております。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

今、質問の 4 番で、基準値を超えた場合、どのような対応をといるところで、中流部とか、いろいろ再調査して原因を特定し、改善をしたというお話を聞きました。24年度、基準値が1,000ミリの場合に対して24万、それから25年度、基準値が1,000に対して2万4,000の大腸菌群の場合は具体的にどのような改善をされたのか。わかる範囲でお答えしていただきたいと思います。

○議長（榎戸陵友君）

環境課長、鈴木君。

○環境課長（鈴木喜雅君）

今の御質問に対して御答弁させていただきます。

まず、本町の河川における状態なんです、本町の河川につきましては小規模な河川が多く、水量も少なく、河川本来の自浄作用が小さい河川が多いんです。生活雑排水等の影響を受けやすい状況でございます。水質改善することが困難な状況であると考えておりました、今の大腸菌につきましては、この調査をしておる目的が、先ほど部長から申し上げましたが、河口部で水質調査をしておりました、実際に大腸菌につきましては、海に入りますとほとんど死滅していくような状態でございます。

議員さん御承知のとおり、毎年、海水浴場等につきましては県が実施しておりました、先ほど数字のほうも言っておられました、1,000MPa/100ミリリットルの数字以下で、数値がきれいな状態で海水浴場を保持している状況にあります。大腸菌の多いときにつきましては、家庭からの排水だとか、一番考えられますのは畜産の不適正状況だとか、そういったものがありますので、そういった現況を把握いたしまして、それに対して指導しております。これ、産業振興課の職員と協力いたしまして、圃場だとか、畜産業者の立ち入りもいたしております。25年度につきましては川の上流部でそういったことがありましたので、それに対して畜産業者の指導をしております。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4 番、清水君。

○4番（清水英勝君）

24年度でそういうことがあって、改善の指導をしたということですが、私、23年度の資料がないからわからないんですけども、毎年、同じように大腸菌は基準値を超えているのがすごく多いわけです。ということは、改善指導しても全然効果がない。このまま永遠につながっていくのかなという思いが今あります。

それで、過去には水質の異常とか、そういったことがあった例があるのでしょうか。あったら教えていただきたいと思います。

○議長（榎戸陵友君）

環境課長、鈴木君。

○環境課長（鈴木喜雅君）

過去には、数回といいますか、例えば畜産業者の流す排水のほうから基準を超えたものが流された状況もありました。中流部等で検査をした結果、総合的な判断をしまして、そちらの畜産業者のほうへ立入調査をして、改善をしております。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今、まちづくり協議会等では環境サミットということを行いまして、町内の環境についての問題等、みんなで頑張ろうという話があります。今、課長のお話を聞きまして、やはり町民の意識もまだまだ低いのかなという気がいたします。ぜひとも町民も交えて、きれいな川づくり、そういうようなことをみんなでやれば、また一つのつながりもできて、町の観光のPRにもなるのではないかと考えておりますので、ぜひともいろいろな課、いろいろな部署で連携をとっていただきまして、全体的で取り組んでいただきたいと思っています。部長、どうでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

大変推進的な御意見ありがとうございます。先ほど課長が申しましたように、本町の河川は生活雑排水が非常に入っておりまして、それに伴って環境基準が非常に悪化しているというのが現状でございます。大きな1級河川、例えば木曾川とか長良川とか、大

きな河川はそれ以上に流域部が広くて、そこに降った雨で自浄浄化するというのが現状でございます。こういう小河川については、私どもも注意しておりますが、今後、清水議員がおっしゃられたように住民の方々の環境への考察といたしますか、そういうものを進めていただいて、行政もそれにお手伝いできることがございましたら、お手伝いしたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(榎戸陵友君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

1番目の津波の災害の問題もそうですし、この河川の問題もそうなんですけれども、いろんなデータを町民にも投げかけて、みんなで考える。そういう機会、それが協働じゃないかと思ひますので、ぜひとも町長、そういうことを考えて進めていただきたいと思ひます。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(榎戸陵友君)

以上で清水英勝君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。休憩は10時45分までといたします。

[休憩 10時34分]

[再開 10時45分]

○議長(榎戸陵友君)

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、3番、高原君。

○3番(高原典之君)

議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

質問事項は、防犯灯の地域負担軽減を考えるとします。

南知多町というところは、愛知県の中でも犯罪率が低い地域ではありますが、その理由としては、住民の方々の取り組みであったりとか、昔からの地域性が大きな要因の一つになっているところではあります。しかしながら、当然、私たち議員も含め、行政は住民の生命と財産を守る大きな義務を課せられていることには間違いありません。

しかし、その負担を地域に任せ過ぎていたりとか、それから、その負担を軽減しても

らえるような取り組みを怠っているんじゃないかと思われる傾向があると考えておりますが、そこで、次の質問をさせていただきます。

1. 防犯灯が果たす役割はどのように考えていますか。

2. 町が把握している全体の防犯灯の設置数は幾つあるでしょうか。

3. 防犯灯の新設及び改修、器具の交換等、それから維持管理費の1年間の総額と、それに対する町が今行っている補助はどういうものになっているか、補助率と金額などでお答えください。

4番、町世帯数での防犯灯数の割合と地域の負担金額、これはほかの知多半島、愛知県内でもいいですけども、比べて適切と考えられているかどうか、お答えください。

5. 3・11の大震災以降、電力不足によって日本国中で省エネへの取り組みが行われているわけですけども、そういう取り組みに対して、電力会社も対応いたしまして、今までの電気料金のもう一つ下のランク、防犯灯なんかでもLEDをつけたときの枠というものも設置されてきました。愛知県のほうで中部電力もそのように今なっておりますけれども、それで、防犯灯のLED灯も大変今安価になってまいりまして、従来の蛍光灯型と遜色ない金額に物すごく安くなってまいりました。そういったわけで、各地域のところも、差はあるんですけども、各地区で防犯灯に切りかえる地区も少しずつふえてきてはいるんですけども、従来の防犯灯とLED防犯灯の耐用年数であったりだとか、それから維持費であったりとかいうのは大分金額が違ってくるんですけども、これに対しては、1灯当たり、防犯灯LEDと、それから従来の蛍光管での差というのは幾ら大体で出るか、それを教えていただきたいのと、それから、全地域、南知多町の防犯灯がもし切りかわった場合にどれぐらいの差額が出ると予想されるのかということも教えていただきたいと思います。

6. 防犯灯をLEDに切りかえた場合のメリットがあると思うんですけども、それはどのように考えておられるか、教えてください。

7. 今後、町として、LED防犯灯に切りかえるような対策をこれから取り組んでいられるのかどうか、普及策について、もしあれば教えていただきたいと思います。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問 1、2、3、4 と関連がございますので、1 から 4 につきまして一括して答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

御質問 1、防犯灯が果たす役割はどう考えているかにつきまして答弁させていただきます。

防犯灯につきましては、町を明るくし、夜間に道路を通行する際、暗い道路、エリアがより少なくなるよう不安の緩和のために、また夜間での路上犯罪等が未然に防止され、地域住民の皆さんが安全に安心して暮らすことができるよう、防犯上効果的な場所に設置するものと考えております。

次に、御質問 2、町が把握している全体の防犯灯の設置数について答弁させていただきます。

防犯灯設置の促進補助につきましては、昭和53年度より地元区に対して行っておりますが、平成25年度末まで補助金を交付した基数の累計は1,749基となっております。なお、この数値には、商工会や観光協会が設置する街路灯や、町・県が設置いたします道路照明施設等は含まれておりません。

次に、御質問 3、防犯灯の新設及び改修、維持管理費の1年間の総額とそれに対する町の補助率及び金額についての答弁でございます。

本町の防犯灯の設置事業につきましては、区が設置する防犯灯に対して、設置を促進するための補助制度を実施しているものでございます。したがって、事業主体が区であり、設置後の維持管理が区となるため、維持管理費については町において把握はしておりません。

なお、平成25年度に補助金を交付した防犯灯に対して、事業費及び補助額についてお答えさせていただきます。

まず、家屋や電柱に取りつけるタイプのものが27基で事業費81万4,659円、単独で支柱を設けて設置する支柱付きのものが5基で事業費28万2,723円でありましたので、合計は109万7,382円となっております。

また、補助率につきましては設置費の10分の6以内とし、1基当たりの補助限度額は、家屋つき防犯灯が1万1,000円、支柱つき防犯灯が2万3,000円で、その補助実績の総額は41万720円でございます。

次に、御質問 4、町世帯数での防犯灯数の割合と地域の負担金額は他市町と比べ適切かについて御答弁させていただきます。

まず、郡内5町の平成24年度末の防犯灯設置数を各世帯数で除した数値でお答えいたしますと、阿久比町が0.26基、美浜町が0.32基、東浦町が0.19基、武豊町が0.16基、本町は0.24基となり、5町の平均では0.19基でございます。なお、地域の負担金額につきましては、自治体で管理する場合や地域負担の場合などまちまちのため、明確な比較はできません。町が設置管理を行っているところは阿久比町、美浜町、東浦町で、武豊町と南知多町は補助金を出して、地元が設置、管理を行っています。

適切かの判断につきましては、各市町の面積や集落形成の状況、その他、照明設備の状況の把握が完全になされておられませんので、一概に判断することは困難でございます。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

防犯灯については、南知多町の場合は各地区等に大分依存しているという割合がありまして、区長さんも歴代ずっと単年度でかわられる方も見え、それが当たり前だというふうに思われて、ずっと来られるということで、負担をするのが当たり前というような考え方でおられるということもありますが、実質1年で区長さんがかわられるところなどはなかなかそれに気がつかずに済んでいっているということもありますので、ぜひともそういったことも含め、地域の人たちのところに、自分たちの取り組みが軽減されることはこういうことがあるんだよということも含め、教えていってあげてほしいなと思っております。

防犯灯の数については、今1,749基というお答えでありました。実質もう少しあると思うんですけども、できる限りこれから本当の実質数を拾い上げて、実際にデータ化して、本当の意味での地域負担の軽減につながるような具体的な数字が出るように取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いします。

次の質問をお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問5から7につきましては関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

ます。

御質問5、従来の蛍光灯の防犯灯とLED防犯灯では、器具本体の耐用年数の間に維持管理費は1灯当たり幾らの差が出るのか、全ての防犯灯をLEDに切りかえた場合は年間で幾らの軽減になるのかにつきまして答弁させていただきます。

従来の20ワット蛍光灯の防犯灯と10ワットLED防犯灯で比較して考えますと、概算でございますが、年間の電気料金で差が1,800円、維持管理費は、蛍光灯の取りかえが2年から3年に1度のところ、LEDならば10年で1度の取りかえと想定した場合に年間で600円の差額となります。合わせますと1灯あたり年間2,400円、LEDのほうが安くなると思われれます。町の把握する防犯灯1,749基分で計算しますと、LEDに切りかえた場合の軽減額は年間で419万7,600円となります。

次に、御質問6、防犯灯をLEDに切りかえた場合のメリットは何が考えられるのかにつきましては、電気使用量が少なくなることで電気料金が安くなること、電灯管の耐用年数が長くなることで電灯管の取りかえ回数が減り、取りかえ経費が少なくなること、また省エネルギーやCO₂排出抑制なども考えられます。

次に、御質問7、LED防犯灯に切りかえる普及策につきましては、現在の防犯灯への補助は設置費の10分の6以内、1基当たりの補助限度額は、家屋つき防犯灯が1万1,000円で、支柱つき防犯灯が2万3,000円ありますが、LED防犯灯の設置を推進するため、LED防犯灯を設置した場合に限り限度額の緩和などを検討していきたいと考えております。以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

防犯灯のLED化については、日本国中、各地域先進的なところは本当に一括して全て単年度でLEDに交換するとか、リース等も含めて、いろんな取り組みがなされておるところであります。南知多町も、財政豊かな町ではないということもあり、特に各地域地域への負担の軽減を考えると、これはぜひとも大きく推し進めていっていただかなくてはならない一つの政策だと考えておりますので、ぜひともこのLED灯については、今普及策として上乗せするということでもありましたが、私も区長を経験しておりますので、その申請等に対する書類等がとてもわかりにくいということもありました。

もう少し簡素化して、LEDについては、防犯灯については各地区に任せているという現状ではありますが、これでもって各地区で防犯灯の機種等にいろいろばらつきがあったりとか出てきまして、各地区の防犯灯での普及が難しいところも出てきたりとか出てこなかったりとか、差があると思いますので、LEDについてはできる限り町のほうで安く一括購入をされて値段を抑えるということもやっていただき、それを普及につなげるように、かえるところには配っていただいて、あとの工事については各地区でやってもらうとか、そういうような新しい物の考え方、取り組みの仕方をぜひともやっていただき、今までのような、本当に各地域に負担を大きくするのではなくて、南知多町が各地区の住民のためを思うのならば、ぜひともそういった新しい取り組みをしていただけるように期待していますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

現在、防犯灯につきましては、各区からの申請をいただきまして、それに対しまして町が補助しております。先ほど議員さんから、以前、区長のときの経験をお話ししていただきましたけれども、今現在、申請につきましてはわかりやすいように具体例をお示しして書いていただくような形に努めております。

また、LEDの推進につきましては、25年度の実績でございますけれども、25年度につきましては、家屋つき、支柱つき全体で本数がございます。その中でLEDにつきましては18基、蛍光灯につきましては14基という形で、LEDのほうが数がふえております。各区のほうでそれなりの検討をされて、LEDに切りかえていただいております。町といたしましても、当然電気料金が安くなるというメリットもございます。そういったことを区のほうにもPRをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（3番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

ぜひとも区長さん含めて、区長も1年やってみると、ああそうだったんかというふうに分かることを理解するのになかなか時間がかかるという経験を私もしまし

た。新区長さんにおかれましても、町のほうから、いろんなメリットがあるんだよ、こういうふうな申請の仕方をするといいんだよということも指導していただきまして、各地区が自分とこで取り組んでみえることに関しては、安くかわることはどんどんと推進して教えていただいて、各地区の方に地区の負担を出すということを押し進めていただいてほしいと思います。質問を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

以上で高原典之君の一般質問を終了いたします。

次に、6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

ただいま議長の許可を得ましたので、壇上から一般質問を行います。なお、再質問は自席にて行わせていただきます。

1. 子育て支援の拡充を。

日本の子供の貧困率は、厚生労働省の発表によると、1985年には10.9%であったのが2009年には15.7%にまで上昇し、現在では約6人に1人の子供が貧困状態にあると推定されます。

子供の機会均等を保障するための制度として、小・中学校に通う子供の給食費、修学旅行費、体育実技用具費、校外活動費、医療費などを支給する就学援助制度がありますが、制度対象者を生活保護基準の1.0から1.3倍以下を設定している自治体が多く、2011年度の本制度利用者数は156万8,000人で、全国児童の全体の16%に当たる子供たちが利用しています。

過去、生活保護基準は、2003年に0.9%、2004年に0.2%引き下げられましたが、最終的に10%にも及ぶ今回の引き下げは制度始まって以来の大幅なものとなりました。デフレ、物価下落を理由とした今回の削減では、食費、光熱費、衣類などに充てられる生活扶助費が主に切り下げられました。また、単身世帯より、子育て世帯や母子世帯など複数世帯に対する保護費の削減率が特に高くなっており、夫婦と子供2人世帯では最大の9%、毎月の保護費から約2万円が減額されることとなります。そのことが利用者の生活にどのような影響を及ぼすのか、生活保護利用者の生活実態についての検討が何らされることなく引き下げが決定されてしまいました。再び教育の格差が拡大することが懸念されます。

県内の就学援助の認定制度は、生活保護基準の1.5倍が5市町、9%、1.3から1.4倍

以上が12市町村、22%、半数以上が1.0から1.25倍。これでは支給を受ける子供たちの家庭が生活保護家庭よりも生活が苦しいような事態が出てきます。全ての子供たちに行き届いた教育を願って、質問をいたします。

1番、就学援助制度の対象を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてはいかがか。

2. クラブ活動費、生徒会費、PTA会費も補助の対象にしてはいかがか。

3番、憲法26条、義務教育はこれを無償とするの立場から、学校給食費を無償とすることが求められるが、いかがか。

次に、配食サービスの拡充を。

現在、配食サービスは事業者へ配達、見守り代として150円の助成金が出されていますが、今年度から消費税も上がり、大変厳しい経営事情の中で、どんな悪天候の日も声かけ、安否確認をしながら利用者のために頑張ってみえます。利用者からは大変喜ばれています。事業者応援のために、少なくとも助成金を200円にしてはいかがか。

3番、滞納整理機構からの脱退を。

平成23年4月から、個人県民税及び個人市町村民税を初めとした市町村税の収入未済額の縮減を図るため、県と市町村が連携して滞納整理を行う地方税滞納整理機構が設立され、南知多町も加入しました。当初は3年間の予定であったが、各市町の要望が強いことから、原則平成29年3月までの延長となりました。

滞納整理機構については、発足してから強権的徴収が各地で多発し、社会問題にもなっています。

当町においては、この3年間で徴収のノウハウを習得したと思われれます。滞納整理機構から脱退して、町独自の徴収をしてはいかがでしょう。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

関連がございますので、御質問1の1と1の2をあわせて答弁させていただきます。

まず、御質問1の1、就学援助制度の対象となる生活保護基準についてでございますが、当町は、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯までとしております。これは、県内の他市町村と比較しても決して低いわけではございません。平成25年度では、どちらかといえば高い方、上位3分の1に入っておりまして、適切であると考えております。

次に、御質問1の2、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費も補助対象にしてはいか
がかということでございますが、現在、給食費、学用品費、通学用品費、新入学学用品
費、修学旅行費、校外活動費といった多くの品目について就学援助の対象とさせていた
だいておりまして、これ以上、対象を拡大する予定はございません。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長(榎戸陵友君)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

文部科学省は、今、国会の答弁や何かを聞いていますと、25年度、生活保護基準を引
き下げる前の生活保護基準で準要保護、就学支援の援助を続けなさいというふうなこと
を言っていると思います。もとになる生活保護の基準が引き下げられて、実質的には下
がると思うんですけども、準要保護の子供たちは、その基準に合わせれば下がるとい
うふうに思う。また、自治体にその支援制度を押しつけているというふうに考えますけ
れども、この準要保護でも切り捨てられることがないように、町のほうはどのように考
えているのかということと、それから、25年度、26年度について、生活保護基準引き下
げによって打ち切られた子供たちがいるかどうかを質問します。

○議長(榎戸陵友君)

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長(内田静治君)

ただいま生活保護基準の見直しに伴って、準要保護、就学援助の認定制度への影響に
ついて問われたかと思えます。

御質問の生活保護に係る生活保護基準の見直しについては、25年8月から27年度にか
けまして段階的に実施をするというふうに規定されております。このため、25年8月
の見直し時点において、同年の当初認定者について、また本年、26年の申請時、当初認定
時においても生活保護に係る旧基準と新しい基準、両方で算定をいたしまして、その影
響を確認させていただきましたが、その生活保護基準の見直しによって認定できなくな
るといふ該当者はございませんので、影響はないと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長(榎戸陵友君)

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

ただいま25年度、26年度は影響がないというふうなことを言われましたけど、27年度についても、またさらに引き下げが行われるということを聞いています。これまでどおりの水準を保っていくべきだと思うんですけど、そのためには、町としてはどのような配慮をいたしますか。

○議長（榎戸陵友君）

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

ただいま27年度の改定時にはどうかという御質問をいただきました。

現時点において、生活保護の補助基準がどの程度厳しくなるのか、下がるのかというところは現時点では不明でございます。したがって、生活保護基準が確定した段階で、先ほど申し上げた旧基準との比較検討をし、その影響が大きいようであれば、就学援助の認定基準について、その段階で町執行部、財政当局とも検討協議をさせていただきたいと思っております。したがって、現時点で具体的なことを申し上げることはできません。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

現時点はまだわからないということなんですけれども、実際に今、生活保護基準、要保護の認定なんですけれども、1.3%では各自治体並み、高いほうだというふうなことを言われました。しかし、この1.3%が、その基準が、準要保護、就学支援を受けている子供たちにとって、それから生活保護基準を削られた現在にとって、そのことが適正か、またいいかということは、私はすごく、今、生活状況も一変しているし、目減りしているということで大変厳しい状況になっていると思います。現在においても、まだ27年度においてはわからないというふうな指摘がありましたけれども、最低でも1.4%、ないし1.5、1.6までに引き上げる必要があるのじゃないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

発言の途中ですけれども、1.4%って、1.4倍とか、倍ですよ。それと、質問がちょ

つと関連質問になりかけていますので、注意してください。

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

先ほども御説明をさせていただきましたように、現在、申請をいただいております人について、旧基準の1.3倍と現基準の1.3倍と比較検討して、認定できなくなる人が大きく出てくれば、それは考えなくちゃいけないですけど、今、影響がない以上、それを1.4に上げるとか、1.5に上げるとか、それが適正なのかどうかというのは、そうは思っていないので、影響が出た段階で考えるということを申し上げたものです。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

これからそういった影響額が出てくると思います。そういったときに、きめ細かい配慮をしていただくことを心からお願いいたします。

また、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費などについても、今の現状をあわせれば、ぜひこれから先、まだ取り組んでいない自治体もたくさんあると思うんですけども、先駆けて行っていただきたいと思います。

では、3番の次にお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問1の3を答弁させていただきます。

学校給食費を無償にしてはどうかということですが、学校給食法によりますと、施設及び設備に必要な経費、並びに学校運営に要する経費以外の経費につきましては児童・生徒の保護者が負担することとされております。その法の趣旨に基づき、保護者の方には給食の食材費に相当する金額だけを御負担していただいております。今後とも保護者の方に御負担いただくこととしています。なお、真に生活が苦しい御家庭に対しましては、就学援助制度により給食費は無料とさせていただきます。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

今の答弁なんですけれども、学校給食法11条、経費の負担というところを指摘されたと思いますけど、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに学校給食の運営に要するというふうに先ほど説明されたんですけれども、学校給食法の第1条、経費の負担というところで、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに学校給食の運営に要する設置については、政令で定めるものは、義務教育、諸学校の設置者の負担とするというふうに言われています。2項に、今、教育長が言われたことが書かれていると思うんですけれども、学校給食法では、給食に係る経費の負担区分を定めている。施設、諸施設は設置者の負担、それ以外の材料費は保護者の負担とするというふうにされていますけど、しかし、これは、経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担を軽減（また負担も含む）することを可能とされているというふうに言われています。法律で言うなら、給食設置者が決めるという方向で、事実給食費の負担については設置者が定めるというふうなことが書かれているんですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の趣旨と異なるかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、学校給食法によりまして負担者が定められておることをごさいますして、施設、設備費、人件費は設置者である市町村、その他の経費は保護者が負担することとなっております。ただし、光熱水費は管理的経費の性格が強いことから、設置者負担とすることが望ましいと思っております、本町におきましてそのようにしてございまして、保護者の方には食材料費のみを負担していただいておりますので、御理解いただくようお願いいたします。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

私たちは無料化の意義について提案をしているんですけれども、無料化の3つの意義について、憲法で定められている給食費の、これは無料化とするというふうなこともあるんですけれども、子供の貧困対策と、それから少子化、減少対策としても、子供の給食費無料化をぜひ進めていただきたいというふうに思っています。

子供の医療費無料化については18歳まで拡充しています。それを含めた上で、子供の支援策としても、給食費の無料化を今後考えていただきたいなというふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

今、貧困対策ということをおっしゃられましたけど、貧困対策につきましては就学援助費のほうで対応してございます。

また、ほかに無料化の意味をということでございまして、人口減の対策とか、そういったことでの御質問かと思いますが、先ほども申し上げましたように、現在考えていないということでございます。給食費につきましては、賄い材料費の分だけは保護者の方に御負担していただくという考えでおりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

これは、より子供に対して就学支援の援助、貧困対策ということで要望してはいますが、今、子供が2人、小学校、中学校に預けていると約1万円の給食費になります。学校給食だけでなく、給食費以外にもたくさんの教育費、義務教育は無料だと言われながら払っています。そういった面で、給食費の無料化、親のほうからも減免制度、また2子3子とすれば減免していただきたい、そういった要望も上がっています。

今、参考なんですけれども、栃木県の大田原市は学校給食無料化に取り組んでいます。こういったことを大田原市の市長さんが言っています。子供たちを心身ともに健康な大人に育て上げることは、保護者だけでなく、市民全体の責務でもあります。保護者に求められる教育に関する負担の軽減を図り、子育て環境の向上を目指すためには、地

域社会全体で子供を支える方法として、給食費無料化をすることは意義深く、大きな価値のあるものとしている。これは大田原市の給食無料化の概要です。

今、全国的にも、愛知県下でも無料化を推し進めるところが少しずつふえています。無料化だけでなく、軽減策も図られています。人口減少をストップさせる、そういった政策としても考えられるようになっていきます。その点について、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

給食の無料化というのは、このごろ主張される方が議員の方に多くあるということはお聞きしていますし、愛知県でも大口町が10分の1かな、やった実績もあります。がしかし、賄い材料費だけで幾らかかるんだと調べてまいりましたら、6,743万かかるんですね。少子化対策という意味では、優先順位の中でどのぐらいの位置づけにあるかということを検討する気はありますが、人口減少対策の中での位置づけというのは、学校給食費を無料にするということに関して、かなり自分の中では順位が低いと思っております。何とか賄い材料費だけでございますので、この6,743万円が子供たちにより有効に使えるものがほかにあるとするならば、命を守る医療費とか、まだまだ十分ではないと言われておりますので、その中で、少子化対策という視点から考えてみる中におきましての給食賄い費の無料化、給食の全ての完全無料化、この施策は、気持ちはあっても、まだ我々のこの財政の中では固定費になってまいりますので、厳しいのかなと。そういう考えが現状でございます。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

少子化対策、人口減少対策では、教育費、給食費の無料化は政策としては低い位置づけであるというふうなことを言われました。このことはやはり、私たちとしては少しでも、たとえ150円でも軽減化というような方向でまた考えていただきたい。無料化を進めるためにそういった方法もあるのではないかということと、それから、学校給食というのは、食育というところでもきちっと位置づけられています。また、このことを位置

づけて、しっかりと人口減少ストップ、子供の支援に位置づけさせていただきたいと思えます。これで終わります。

次にお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、御質問2、配食サービスの拡充をについてお答えさせていただきます。

配食サービス事業は、平成22年度から業者委託により、ひとり暮らしの高齢者の方などに見守りを兼ねて食事を配達しております。委託業者には、配達・見守り代として、当初は1食当たり100円をお願いしておりましたが、業者からの要望もあり、平成25年度から150円に増額いたしました。

ことし4月から消費税率が引き上げられたという状況ではございますが、今のところさらなる増額は考えておりません。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

25年度に配達・見守り代を100円から150円に上げました。しかし、150円というのは、他の市町の助成状況から見ても少ないほうだと思います。今、配食をやっている事業者は4軒あります。大きな事業者もあれば、小さな事業者の方も地域で頑張っていると思います。

この配食サービスが始まってから、食事を持っていったときに高齢者の方が倒れていたり、声かけしてもなかなか出てこなかった。ベッドから起き上がれないから座るのを助けてあげた。また、救急車を呼んだこともあるというふうに聞いています。

この配食サービスについては、どんな天気の悪いときも高齢者の健康と命を守るために続けなきゃいけないというふうな思いで配食サービスをやっている方も頑張っているんですけども、やはり150円というのは、本当にもう少し事業者の人を応援していただきたいというふうな思いがあります。

それと、今、高齢化率がどんどん進み、ひとり暮らし、2人でも御飯がつかれない、そういった方がふえている中で、家庭にいる方は、要支援1、2の方たちもいると思う

んですけど、自分たちで頑張ってみえます。その中でも、やはりこういった人たちを応援する事業者がなければ、この制度は成り立たないというふうに思っています。

この間、これはうちの地域、近いところで起こったことですがけれども、配食サービスの方じゃないんですけれども、宅配便の方が高齢者のうちに届けたときに倒れていて、救急車を呼んだというふうなこともありました。やっぱり見守り事業というのは本当に大事な事業だと思います。

そういったことも考慮すると同時に、配達、見守りについては時間もかかります。おうちの方と話をする。そういったこともすごく大事なことだというふうに思いながら頑張っている方も見えますので、25年度に上げたとはいっても、やはりもう一度検討していただく。そういった基準として考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

先ほどもお答えさせていただきましたが、25年度に上げたばかりでございます。消費税も今後またさらなる増額、消費税率も上がると言われております。今のところ、増額する考えはございません。よろしく申し上げます。

（6 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

これは事業者の方を応援するという意味で、これから先もしっかりと細かい配慮を町のほうにはしていただきたいと思えます。

3 番をお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

御質問3、愛知県知多地方税滞納整理機構からの脱退について答弁させていただきます。

平成23年度より県と市町が連携して組織する滞納整理機構につきましては、平成25年度までの3年の間、本町におきましても着実な徴収率の向上につながり、大きな成果を

上げてまいりました。滞納整理機構への派遣職員は、担税力がありながら納税意識が薄い、あるいは納税意思がない滞納者の解消を目指して鋭意取り組んでおります。

滞納整理につきましては、滞納者の状況把握に努めつつ、法的な手続を踏んでおり、決して強権的な手法をとるものではございません。御理解をお願いいたします。

滞納整理機構経験者は、習得したノウハウを生かして、早い段階での滞納解消につながるよう努めています。徴収などの成果も上がっていますので、県と連携して滞納整理を行う滞納整理機構からの脱退は考えておりません。今後も滞納整理機構と連携しつつ、滞納者の減少に努めてまいります。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

強権的ではないというふうな言われ方をしましたけれど、これは半田のほうから報告があったんですけれども、機構で、高利で借金してでも滞納金の支払いをとというようなことを言われた。これじゃあサラ金の取り立てに等しい対応ではないかというふうに思います。こうやって言われた方は、うちに帰るまでどういう経路で行ったかわからないぐらい気持ちが打ちひしがれたそうです。

滞納整理機構の存在は徴収技術の向上になっている、成果が上がっているという答えですけれども、こういったやり方も徴収技術の向上につながっているのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

税務課長、柴田君。

○税務課長（柴田幸員君）

ただいま半田市において、借金をしてでも支払いをするようにというふうに言われたというお話がございましたが、私どものほうではそういう事実を把握していないと申しますか、そういうことは聞いておりませんので、半田市の事例についてはちょっと差し控えさせていただきますが、滞納整理機構においても、本町におきましても、借金をしてでも払いなさいというようなことを言うことはございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、徴収技術の向上につきましては、滞納整理機構の中で連携をしながら、滞納者との折衝技術や差し押さえ、公売等も含む滞納整理におけるさまざまな知識、ノウ

ハウの習得をしておりますので、それを今後、徴収、滞納整理に生かしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

今、ノウハウを習得するということを言われています。でも、この滞納整理機構で一緒に取り組んだときに、一応3年間ということでした。この時点で、もうノウハウは習得できているんじゃないかということも感じています。もう一つには、なぜまた3年間なのか。3年にする意味というのがよくわかりません。

私は、滞納すること自体は決して擁護しないです。税金は払わなきゃいけないという立場にいるんですけども、滞納整理機構のやり方はやはり町から切り離されているというふうに受けとめています。住民の方も、そこら辺はしっかりと滞納整理機構から来られた方についてもそういうふうに言われる方がたくさんいます。

今の3年について、ノウハウについて、習得されたというふうに感じているので、その辺についてお答えをお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

税務課長、柴田君。

○税務課長（柴田幸員君）

機構は当初3年間となっておりますが、なぜ延長したのか。職員が勉強するためということであるけれど、それは効果があるのかというような御意見かなと思います。

昨年度で3年間が終了いたしました。県、市町が協議した結果、機構における徴収率も高い上に、派遣職員のそういう技術も向上している。そういうことから、効果が非常に上がっておりますものですから、現段階で滞納整理機構を解散するという結論にならずに、各市町、県との協議の結果、3年間延長するという事になったものでございます。よろしくお願いいたします。

(6 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

窓口一本化が私たちの理想だというふうに考えています。

もう一つお聞きしたいんですけれども、鳥取県が児童手当を差し押さえて、その返還を求めた訴訟が2009年9月に提訴され、昨年11月27日、広島高裁で、児童手当の趣旨に反し違法と確定しました。これを受けて総務省は、生活を逼迫させる滞納処分の問題に対し通知を出しています。徴税対策については、納税者が税を納付しやすい納税環境を図るとともに、悪質な納税者に対しては厳正に対処する必要があること。

一方で、地方税法では、滞納処分をすることによって、その生活を著しく逼迫させるおそれがあるときは、その施行を停止することができるとされています。

鳥取県もこのことを受けてマニュアルをつくっています。それは、納税者の細かい生活環境に配慮し、無理な徴税はしないというふうなマニュアルをつくっているんですけれども、南知多町としてはそのようなマニュアルはあるか。もしなければ、今後どうするかについてお聞きします。

○議長（榎戸陵友君）

税務課長、柴田君。

○税務課長（柴田幸員君）

ただいま鳥取県児童手当差し押さえ訴訟に関する御質問、それにより鳥取県のほうがマニュアルを作成したという関係での御質問であると思います。それについてお答えをさせていただきます。

1月24日付の総務省から出ております通知文書でございます。平成26年度地方税制改正、地方税務行政の運営に当たっての留意事項についてという文書であると把握しております。その中で、今、議員がおっしゃられました滞納処分についての項目もうたわれております。滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適正な執行に努めることということが書かれております。それを受けて、鳥取県のほうはマニュアルを改正したということでした。

鳥取県の差し押さえにつきましては、差し押さえ禁止財産とされているものを差し押さえたことによるもので、滞納整理機構及び本町におきましては、そうしたことのないように十分に留意して滞納処分を行っておりますので、よろしく願いいたします。

マニュアルにつきましては、個々の実情によって対応方針も大きく変わるということがございますので、画一的なマニュアルをつくるということが必ずしもいいとは考えておりませんので、差し押さえにつきましては、定められた国税徴収基本通達主要項目と

いうのがございまして、その規定に基づいて、差し押さえ禁止財産以外について行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

山下節子議員に申し上げます。

通告外になってまいりました。そしてまた、発言は簡明に、そして持論は最小限にしていただいて、はっきりと質疑をしていただくようお願いいたします。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

山下議員のおっしゃるマニュアルというものではありませんが、私ども、住民の個々の事情をしっかりとしんしゃくした上で、調査した上で、それをクリアしたもの以外は県のほうに送っておりません。ですから、今、課長が申したように、個々の細かいマニュアルをつくる事業ではございまして、大きく言って、基本的に個々の町民の皆様の事情を直接知り得るのはうちの職員でございます。その中で、送るべきであると。担税力があるのに、要するに払う力があるのに払わないとか、そういう人たちを対象に、借金してでも払えなんていうことは取り立てのときのノウハウじゃありませんからね。差し押さえ物件の特定、差し押さえをするときの方法、公売をする方法、今、我々もネット公売まで技術が上がってまいりました。職員は、我々のところでは1年ずつ変えて、若い子に行ってもらっております。そういう意味をもちまして、もう1期3年延ばしていただきたいというのは、ほぼ多くの対象となる自治体の総意でもって、県が、効果も出ているからやろうかというものでございまして、大きく言ったマニュアルというものの中で、今、私がここで発言させていただきましたのは、非常に厳しい職業でございます、滞納を徴収してくるということは。その中で、大原則が、強いて言うマニュアルとして、一番町民の身近にいるのが我々だから、その我々の網を超えていくものだけに絞っていかうと。何回も何回もお伺いしていこうというものが、強いて言うならマニュアルでございます。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

今、町長のおっしゃることはよくわかりました。でも、これは知多5市5町で取り組

んでいる問題です。南知多町としては配慮し、強権的なことはしていないというふうに聞いています。でも、これから先もまたこのようなことが一つ一つ、半田市で起こったような事例が起こる可能性もあると思います。その辺はやはり、徴収される方は住民の皆さんに寄り添って、配慮ある言動と言葉をかけていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（榎戸陵友君）

以上で山下節子君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。休憩は1時までといたします。

〔 休憩 11時53分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、8番、鳥居恵子君。

○8番（鳥居恵子君）

議長に許可をいただきましたので、壇上にて一般質問させていただきます。なお、再質があった場合は自席にてさせていただきますので、よろしくお願いします。

1. 地域の衰退にストップを。

本町の人口は、合併以来一貫して減少し続けてきました。さらに、東日本大震災以降は、南海トラフを震源とする大地震の危険、津波の脅威など、この町の安全性に対しては町内外の厳しい評価を受けており、さらなる人口減少のリスクが高まっています。

また、本町の交通網の面では、本年9月末をもって、40年以上にわたって就航してきた名鉄海上観光船（株）の師崎・伊良湖航路が廃止され、知多半島の海の道がまた一つ閉ざされてしまいました。

そして、今、また一つ、知多半島先端にある施設で、その存続の仕方が検討されている施設があります。昭和40年に開設された南知多老人福祉館ビラ・マリン南知多です。この施設は、高齢者等を対象とした宿泊・保養施設で、開設当時には民間施設との関係などさまざまな課題を地元と協議調整の末、設置された施設ですが、師崎港を望む建物は平成8年には全面改修され、この地域の景観にも溶け込んだ施設となっています。また、その利用者は、地元師崎の朝市を初めとした商業や水産加工業などにとっても重要な購買客となっています。

今、愛知県では、この施設のあり方を検討していると聞いています。観光地南知多のイメージ低下や地域産業の衰退、雇用の場の喪失につながらないように、地元としてもこの施設の活用の仕方を考えるとともに、将来を見据えた地域全体の振興策を具体的に計画していく必要があると思います。

そこで、知多半島の先端に位置するこの地域の衰退を食いとめるため、以下の質問をします。

(1)南知多老人福祉館ビラ・マリーン南知多のあり方の見直しについて、愛知県からどのような説明を受けていますか。また、町として、見直しについて、どのような意見を伝えてありますか。

(2)南知多老人福祉館は師崎の高台にあり、地域住民の津波災害からの1次避難所となっている。心配されている南海トラフ大地震の津波対策上、この施設の持つ役割について、どう考えているか。

(3)南知多老人福祉館の地域産業や地元の雇用に及ぼす影響については、どのように把握しているか。

(4)この地域の衰退を食いとめるための今後の取り組みとして、どのようなものがあるか。また、その進め方について、地域とのかかわり方についてはどう考えているか。

以上です。お願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、御質問1、地域の衰退にストップをの御質問1の1から1の4までは関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、御質問1の1、南知多老人福祉館のあり方の見直しについて、愛知県からどのような説明を受けているのか。また、町として、見直しについてどのような意見を伝えていくのかにつきましては、南知多老人福祉館のあり方の見直しについての愛知県からの説明でございますが、愛知県では、現在、第5次行革大綱に基づき行政改革を推進しており、この中で南知多老人福祉館のあり方の検討を行っておりまして、この見直しの方向性等の妥当性について、行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリングにおいて、判定に基づく提言をいただき、見直しに取り組んでいると聞いております。

その公開ヒアリングが去る10月10日に行われ、県からは、高齢者が保健・休養のため

に求めるものは多様化しており、また民間宿泊施設でのバリアフリー化が進むなど、老人休養ホームを県の公の施設として将来にわたって維持していく必要性は薄まっている。このため、南知多老人福祉館についても公の施設としての廃止を含めて検討する。また、南知多老人福祉館は、地域の活性化機能や地震の際の避難所機能を果たしていることから、廃止に当たっては民間企業等への施設譲渡を第一としたいと説明があり、公開ヒアリングの結果、県の見直しの方向性等は妥当との判定を受けております。

今後、県では、外部有識者や地元地域の意見を参考にしながら、公開ヒアリングで説明したとおり取り組みを進めていくものと考えております。

次に、町として、見直しについてどのような意見を伝えているのかにつきましては、県が南知多老人福祉館の民間譲渡を決定した場合には、宿泊施設としての利用、避難所機能の継続及び地元住民の雇用の確保を条件に施設譲渡を行ってほしいことを伝えてまいります。

次に、御質問1の2、南知多老人福祉館が津波災害からの1次避難場所として、施設の持つ役割についてどう考えているかについてお答えさせていただきます。

南知多老人福祉館につきましては高台に位置しているため、津波災害からの1次避難場所として最適な場所であると考えています。また、平成23年度には師崎区からの津波1次避難施設の要望もありましたので、町から愛知県に申請し、施設内の会議室を1次避難施設として活用できるように認めていただいている防災上大変重要な施設であると考えております。

次に、御質問1の3、南知多老人福祉館の地域産業や地元の雇用に及ぼす影響について、どのように把握しているかについてお答えさせていただきます。

議員のおっしゃられるとおり、南知多老人福祉館の利用者は、地元師崎の朝市を初めとする観光や水産加工業者などにとっては重要なお客様であると認識しております。

また、南知多老人福祉館に勤めている方の中には地元の方もお見えになりますので、南知多老人福祉館がなくなるということになれば、地元の雇用に及ぼす影響もあると考えております。

次に、御質問1の4、この地域の衰退を食いとめるための今後の取り組みと、その進め方についての地域とのかかわり方についてお答えさせていただきます。

産業振興としての今後の取り組みといたしましては、師崎港周辺整備計画を今年度より進めております。この計画は師崎地区の活性化を目的としており、老朽化した師崎港

観光センターの建てかえを中心に、周辺の整備計画を地元漁業協同組合、観光協会、商工会、師崎区、まちづくり会等とともに、現在進めているところでございます。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

答弁ありがとうございます。

本当に今の経過を伺いますと、とても残念な、こんなに進んでいるとは実は思わなかったものですから、質問させていただきたいのは、先ほど外部の有識者で検討されて、10月10日になされたというのは、どのようなメンバーで検討されたのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

それでは、10月10日に県により行われました外部有識者による公開ヒアリングのメンバーでございますが、8人の方で構成されておまして、まず都市銀行のシンクタンクの職員、あと公認会計士、元大手企業の社長、弁護士の方がそれぞれ1名でございまして、あと大学教授が4人入っておまして、合計8人での構成でございました。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

そのメンバーですが、その中には、こういった場合は地元の者というのは一切呼んでもらえないんですね。今まではどうでしたか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

この有識者会議につきましては、愛知県のほうが行革大綱に基づき任命、お願いしておられるものでございますので、コーディネーター、この8人の方を取りまとめられる

方は、U F J リサーチの方でございます。そういう方々が、民間の方々、それから学校の先生方ということで、特に地元の方を呼んでいるということではございません。

なお、この公開ヒアリング、この南知多町老人福祉館のあり方の検討だけを協議しておるものではございません。例を申し上げますと、公園施設のあり方だとか、弥富野鳥園のあり方だとか、N P O との共同事業の実施についてのことだとか、いろんな課題をそれぞれ検討する場でございます。したがって、先ほど申しましたように、いろいろな大学の先生方、それから経験のある方々、こういう方々を広く任命させていただいてやっているというふうを考えております。

○議長（榎戸陵友君）

発言の途中ですけれども、鳥居議員に申し上げます。

一般質問は、会議規則第59条に規定する町の一般事務につき質問できることとなっておりますので、それを逸脱することがないように留意をして質疑をしていただきたいと思います。

（8 番議員挙手）

8 番、鳥居君。

○8 番（鳥居恵子君）

わかりました。じゃあ、その結果を聞いたときに、町としましては、どのようなというのか、大きな柱、よく私も県のことはわかりませんが、今の話ですと、費用対効果みたいな、削減とかそういったもので進んでいきますと、この南知多はあらゆる部分がとても不利。費用対効果で道路一つもつukれないとか、そんな大まかな考えではいけないんですけれども、そういうふうじゃなくて、そのときに、さあどうしようと思った。さあどうしようというのか、例えば私が住んでいるのは師崎なんですけど、非常にこの施設の影響を師崎は受けています。確かにつくる当時は、師崎というのは飲食業も多いものですから、非常にいろんな問題ですったもんだしたということを知っていますが、長い間におかれましては、老人福祉館のお客さんがマイクロバスでいろんなところ、朝市とか施設を訪れてくれたり、それから、あそこのお客さん、老人福祉館に結構遠いところからもお泊まりになってくださっているみたいで、非常にいろんな施設に、例えば飲食店のところにもかかわってしまっていて、売上げの中に非常に影響を受けているということを知っています。

その中で、淡々とこうやってやられるというんですか、決まっていくことが、さあ

私たちはどうしたらいいのかなということに突き当たりまして、衰退という言葉が正しいかどうかわかりませんが、本当に衰退というふうな印象を受けまして、さあどうしたらいいかという、自分たちではなかなかできることではないので、行政にお願いするしかないんですが、ぜひいい知恵を絞って、継続できる道を先んじてやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

この有識者会議は、県の御提案のとおり、民間への譲渡ということが妥当だという判断でございます。民間譲渡につきましては、私ども、先ほど申し上げましたように、3つの条件と申しますか、お願いをしております、宿泊施設としての利用、それから避難所の機能継続、それから地元住民の雇用の確保と、この3つをぜひお願いしたいということで県にお願いしてまいりたいと考えております。

なお、この施設、平成8年に改修されました非常に立派なものでございます。県としては売却を第一とするということでございます。鳥居議員が御心配になられるように、廃止して撤去とか、廃墟になるという考えはないようでございます、もしも売却ができない場合、譲渡ができない場合は、現在と同様の指定管理者制度を導入して、事業継続を図ってまいりたいということも聞いております。鳥居議員の地域の疲弊ということを御心配になられるかと思いますが、何とぞ御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

（8番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

わかりました。

ただ、民間に売るといっても、あれだけのすごい金額の、30億ほどの建物を買って営業するという方は、例えば地元にはないような気がしますし、非常に困難な、しかも固定資産税が発生してきますし、償却も発生してきますと、あれを買って、南知多の人ができるんだろうかという疑問も、ひょっとしたら1人か2人見えるかわかりませんが、今のままの状態でも営業していくというのは、まず固定資産税を払わなきゃいけない

なりますし、償却資産とかになりますと、今までにない考えでないと存続はすごく難しいような、県の決めることですから想像の域かもわかりませんが、何とか南知多ですという方法はこれから見つけれないのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

鳥居議員の御質問の中にもございました。改修当時、平成8年当時には、地元観光協会とのいろいろな御協議の中で今の施設が存続しているというものでございまして、その中では、当初、地元観光業者は、改修されることによって地域のお客様をとられてしまうのではないかと御心配があったようでございます。それについては、逆に今、あっていいんだと。あったほうがいいという認識に立たれておられるということでございます。それについては、60歳以上の高齢者に料金的な優遇があるということでございますが、近年、ほかの民間施設でも60歳以上の方に料金的なメリットがあるとか、そういう条件を近年つけておりました、そのあたりが公の施設としての存続がいかかなものかというような議論になっておると考えております。したがって、民間に譲渡して、さらなる観光施設としての利用を今後考えるというのが県の指導でございまして、決して地域が衰退するというような利用はないかと。また、そのようにしてはならないように、私ども、3つの条件をお願いして、事業継続をお願いしてまいりたいと、このように考えております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

8番、鳥居君。

○8番（鳥居恵子君）

ありがとうございます。

ぜひその方向で、私も師崎に住んでいながら、恥ずかしいんですが、福祉館の影響がこんなに師崎にあるというのは初めて認識を高くしたんですね。それは、この話を聞いて、朝市の人に聞いたり、各飲食店とかをちょっと回りました、そうしたら、みんなが意外にここから来ているよということを、最初のきっかけは老人福祉館だったというのは、非常に師崎地区なんですね、その地区が。だから、あそこで泊まった人が今度はここへ来ようと決めたところが意外に師崎地区で、それから広がっている。パーセントに

したら結構大きいパーセントで、非常に大事な施設というのがわかりました。それから、積極的に今なさっている方が、ありがたいことに、マイクロバスで送るときに、例えば朝市を回って河和に行くとか、そういうコースをつくっていただきまして、今、パスポートとかいって、例えばえびせんべいの里に、河和だからあれだけど、いろんなところに行ったら何かをするという提案を11月15日から実行されていまして、前向きにやっただきしている感がありますので、今せっかく動き出して、多分あちらも、どこの観光業者も同じですが、売り上げも消費税以降影響を受けたとそこの方もおっしゃっていましたので、影響を受けていますが、この師崎全体の位置としては高いということの認識をしていただいて、本当に冷えていくというのか、それを実感していますので、何とぞ本当にもっと県にかかわっていただいて、南知多のために存続というのか、一番いい方法をよろしくお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

以上で鳥居恵子君の一般質問を終了いたします。

次に、1番、石黒正重君。

○1番（石黒正重君）

ただいま議長の許可を得ましたので、壇上にて一般質問をさせていただきます。なお、再質問については自席で行いますので、よろしくお願ひいたします。

1. 人口減少の緩和は、自治体発、町民一体で実現できる件についてです。

町長は4年間、「人口減ストップ」を前面に掲げて取り組んできました。その成果は、空き家バンク制度、国の新規就農・就漁制度の導入でかなり進みました。しかし、その成果をみんなで共有できません。それはなぜでしょうか。全国の先進市町村との違いを見れば一目瞭然ではないでしょうか。

先進地の移住状況は、島根県海士町、4年間で130人、人口比5%、鳥取県日南町、6年間で200人、人口比4%、島根県匹見町、6年間で41人、人口比3%、岐阜県上石津町時地区、2年間で15人、人口比1%、若狭町、3年間で30人、人口比0.2%。全てに共通することは移住者が20から30代だということで、自然環境が子育てによい。震災以後、人生で何が大事か価値観を問い直したという人がふえています。

また、ニーズとして、東京の移住セミナーには若者が1万8,000人集まったそうです。我が町でも、NPOの7年間の取り組みで18名の移住者と、年間農・漁業体験者が百数

十名、県内外の視察も4件ありました。

さて、今回の常任委員会の行政視察での若狭町の取り組みは、同じことをしていても、我が町と成果の上げ方と住民の共有の仕方が違っていました。大変有意義な視察で、我が町でも実現できることがわかりました。

まず、若狭町は、多くの成功町と同じ自治体発信でした。ただ、他町との違いは、人口減ストップの推進母体を、町50%、地元30%、企業20%の出資でつくった際、国の補助金でテーマパークのような観光施設をつくりませんでした。本当に目指すものは地域活性化で、農地保全と後継者育成が一体となった都市からの若者の就農・定住を促進し、集落を活性化する法人をつくり、農業技術研修と、定住に必要な農村生活研修を実施しました。もう一つは、我が町では空き家バンクと新規就業がばらばらですが、若狭町は自治体と町民一体の次世代定住促進協議会をつくり、小・中・大学生に地元企業案内、体験や、出身者へのアピール、また都会の若者向けにセミナーや体験農業で町内みんなが一体で取り組み、成果を上げています。そして、この中身が重要で、情報をもらった若者がぜひ行きたいというそのわけは、役場を先頭に全住民が参加して、自然を生かした町を目指していることです。

移住者や地元若者に夢と希望を感じさせるには、今の若者は本物を求めていることを理解することです。南知多の海、山の環境のすばらしさに引かれてやってきたサイクリングで我が町の農道を走り、荒れた田んぼを見て、また畑の一角で除草剤をやっているのを見て、また新聞報道での偽装問題などはすばらしい町だなあと感じますか。外から見て、せつかくのすばらしい環境だと評価を得ても、住む人が南知多の自然環境を守り育てる町になっていないことを放置していることが問題です。

先般、JAの南知多の責任者に南知多の現状をお聞きすると、パイロット農地は全て利用されていて、新規就農者も要らないくらいだというので、それでは、里山の田んぼや畑は荒れ放題、あるいは耕作放棄されて、中山間地はどうしたらいいかとお聞きしたところ、地主にお任せします。農業活性化には取り組めませんということでした。つまり、もうけにならない農地は役に立たないから放置しておくというのが現状でした。

私は、里山は自然の恵みの原点であり、何千年と続いてきた村の財産で、次世代に残す価値があり、最大の資源であり、地域活性化の出発点と考えます。

ところで、まちづくりにおいて、推進役の役場の役割が見えません。傾向として、多くの住民の意見に基づいてやりますとおっしゃいます。議員には住民から要望や意見が

届くので、担当部署に行きます。住民の要望として出してくださいで終わってしまいます。役場の職員はさまざまな事務、業務があります。しかし、本来この町をよくしたいと就業したまちづくりのエキスパートではないのか。そのための研修の機会も与えられているはずですが、なぜ、町の負の部分、荒れた農地や農薬の散布、貝殻公園等の整備、飲食店の偽装等を自分の問題として取り組まないのか。若狭町では職員がまちづくりの前面に出て取り組んでいます。これが役場の役割ではないのでしょうか。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 空き家バンクの募集で移住した人の数、年代、仕事について伺います。
2. 新規就農・就漁者の年代、定着について伺います。
3. 空き家バンクで応募した人の数、年代、要望について伺います。

これまでの移住の取り組みでの成果と課題は何か、伺います。

2. 農協でさえ里山は要らない農地と言う。本当にそうでしょうか。町は里山の価値をどう見ているのでしょうか。きちんと価値を研究してほしい。

3番、その里山の価値を全職員と議員に周知徹底して、役場、議員が先頭に立って、人口減少緩和に取り組んでいただきたいが、どうでしょうか。

4. 今、私は若狭町から学び、里山中心の地域活性化の推進母体をつくる準備中ですが、町としては出資や担当者の検討はしていただけるのでしょうか。

5. 本町は、空き家バンク、就農・漁業者受け入れ、まちづくりがばらばらです。人口減ストップの成果を上げるため、自治体発、役場全職員、議会が一丸となり、全住民参加の行政住民一体型の仮称次世代定住促進プロジェクトを検討することが必要だと考えますが、まず役場にその熱意があるかどうか、お聞きしたいです。

6. 我が町ではどうして自治体発信でやらないのでしょうか、お聞きしたいです。

2番、人口減少緩和に向け、魅力ある環境づくりで子育てがしたくなる町を目標にしています。

先ほどの1の質問では、人口減緩和で若者の移住・定住を農業中心に取り上げましたが、今度は、魅力ある環境づくりで子育てがしたくなるまちづくりを取り上げます。

若い人に魅力ある環境は、遊んだり、参加できる自然、里山やいそがある町であり、子供の多様性を認め、少人数で行き届いた学校、保育所と考えられます。しかし、我が町では、里山は生産性がないとして、人が入らず、放置状態です。

ところが、2010年、COP10を機会に、全国で持続可能社会を目指す失われた生態系

の回復運動が進み、地域活性化と結びつきが広がっています。隣の美浜町では、町が主導で里山整備、体験ツアー、農家の協働化が進み、都会から魅力ある里山の町として注目されています。

我が町でも、2つのNPOを中心に、里山、田んぼの復活や耕作放棄地の活用、EM活用の教育や、農業、河川の浄化が進んでいます。美浜町は町が発信するから全国規模になっているのではないのでしょうか。我が町はNPO発信のところがありません。

環境のもう一つが学校教育です。教育委員会、学校教職員の努力と地域の協力でよい環境がつくられています。問題は、国の方針です。

まず、4月実施の学力テスト。9月に結果が学校に渡り、指導に役立てろとおっしゃいます。学校便りを読みますと、読む力が不足、考える力が不足、テレビ等を見る時間が長い。これだけのことに国は55億円をかけ、生徒には5こま、一日がかりのテスト、しかも生活調査までいたしました。ひよっとすると、前もってテスト練習も行われたかもしれません。しかも、今回、テスト処理に教育産業大手2社がテスト処理。話に聞きますと、業者は生徒のデータを管理しているとおっしゃいます。これまでにしてやる国の目的は、全国全てでやることに意味があり、国の方針が全ての学校に行き渡るところにあるようです。

さらに、財務省は、事もあろうに、幼児教育の財源確保のため、35人学級をやめ、40人学級に戻し、教員が4,000人減り、86億円を捻出しています。

もう一つ、道徳を18年度教科化が答申されました。これに沿うように指導要領の改訂も行われます。教科化になると、指導要領どおり教えないといけません。国の方針を子供に徹底させるためのようです。「君が代」がそうであるように、国の方針に反した教員は後ろ指を指されます。萎縮した先生になるのではないのでしょうか。子供や先生にとって不利益なことが実施されようとしています。

そこで、質問を行います。

1. 学力テストの実施内容をどう思いますか。本当に必要だと考えますか。結果を見ると、やらなくても十分認識され、指導されている内容で、先生、生徒の負担と競争で現場が混乱する町になりますが、いかがでしょうか。

2. 55億円を幼児教育の充実に振り向け、来年以降中止か、希望制を検討してほしいかどうか、いかがでしょうか。子供と先生を守る町にしていきたいです。

3. 40人学級に戻すことに同意しますか。こんなむちゃな方針を断る町こそ、若者が

移住したくなる町ですが、いかがでしょうか。

4. 道徳の教科化は子供の多様性を無視します。これを撤回するよう教育委員会で検討されてはいかがでしょう。撤回を打ち出した町なら、子供の立場のわかる町として、私たちが移住者に説明でき、誇れることです。公務員は国の方針のとおり従えばよいのでしょうか。憲法や教育基本法に沿って、先生と子供を守り育てる立場と考えますが、いかがでしょうか。

以上で終わります。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

それでは、大きい1番の人口減少の緩和は、自治体発、町民一体で実現できるの1番について答弁をさせていただきます。①から④までは関連がありますので、一括答弁をさせていただきます。

①の空き家バンクの募集で移住した人の数、年代、仕事につきましては、本年11月20日現在で、移住した人は25世帯64人で、年代は10歳未満が18人、10代が1人、20代が5人、30代が16人、40代が7人、50代が6人、60代が7人、70歳以上が4人となっております。また、仕事につきましては、移住者の移住後の仕事については全てを把握しておりませんが、漁業に従事した方、ゲストハウスを開業した方、個人事業主の方、町外に勤務している会社員の方などがお見えになります。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

続いて、1の1の②につきましては私のほうから答弁をさせていただきます。

新規就農・就漁者の数でございます。平成23年度以降現在までで、農業においては、年代別で20代が4人、30代が10人、40代が2人の合計16人の方が新規就農しており、うち7人が町外からの転入者でございます。また、漁業においては、25年度末までに、年代別で10代が6人、20代が25人、30代が4人の合計35人の方が新規就漁しており、うち5人が町外からの転入者でございます。合計51人でございます。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

それでは、1の③空き家バンクで応募した人の数、年代、要望につきましては、制度を開設しました平成22年1月1日から本年11月20日現在までに応募いただいた方は277人、年代は、20代が19人、30代が56人、40代が44人、50代が43人、60代が88人、70歳以上が27人となっております。なお、現時点での待機者数は146人です。

要望でございますが、利用目的として、定年退職後の定住先としたい。民宿や喫茶店などの店舗を営みたい。別荘として利用したい。また、古民家に住んで、家庭菜園や趣味の釣りをしながら過ごしたいなどがございます。

続きまして、④これまでの移住の取り組みでの成果と課題でございますが、成果としましては、先ほど答弁させていただきましたが、制度創設以降64の方が南知多町に住まわれているということでございます。また、移住者が南知多町に転入後、子供を出産されており、南知多町において5人の子供が誕生しております。

課題といたしましては、空き家バンクの物件登録件数がまだまだ少ないということでございます。なお、現時点での未成立の物件登録件数は42件となっております。空き家の所有者に対しまして、空き家バンクへの登録をお願いしても、正月やお盆に帰省する、仏壇がありお貸しできない、他人の方にはお貸ししたくないなどの理由により、物件登録件数がふえないのが課題となっております。以上でございます。

（1 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

今のお話、大変よくわかりました。南知多が大変注目されているということもよくわかりました。

そこで、さらに質問をいたします。

1つは、登録が少ないという件でございます。先ほどは各家庭の事情が大変複雑で、たくさんあるということがありましたけど、その中の1つに、他人に貸したくないという方が結構お見えになるんじゃないかと思えます。こういう点につきまして、町としての対策はないのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

町としましては周知徹底したいということで、空き家バンクの募集につきましては、町の広報紙に掲載、町のホームページによる周知、株式会社宝島社が発行しております田舎暮らしのガイドブック「田舎暮らしの本」へ空き家物件の登録、掲載をお願いしております。

また、毎年4月に発送しております固定資産税納税通知書に空き家バンク制度の案内文書を同封しまして、固定資産税の納税義務者全員に対しまして募集案内をしている現状でございます。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

さまざまな取り組みが進んでいるということがわかりました。

さらに進めていただきたいなと思いますのは、やっぱりこの町の住民の考えじゃないかと思えます。他町から移住してきていただいて、この町に住んでいただくという気持ちを持ってもらうためには、例えばほかの町では体験ツアーとか、それから、この町を理解していただくための内容を集約するとか、それから、地主さんに対しては、地主さん同士が来ていただいて移住者との交流会等、もっともっと住民がやってよかったという状況をつくるための手だてではないのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

体験ツアーでございますが、空き家バンクの登録者の方には随時情報を提供いたしまして、日にちを指定して見学ツアーというようなこともやっておりますし、今、町長の指示によりまして、空き家コンシェルジュを検討せよということで、地域の習慣、そういったものを利用者に理解していただくためのコンシェルジュを住民の方にやっていただきたいということで、現在研究をしている最中でございます。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

体験ツアーにつきましては、私の知るNPOでも名古屋市を中心に数回体験ツアーを行っています。それによって、募集に応募される方は毎回20から30ありました。ただ、その方たちをこの土地に呼んだ場合、やっぱり民間団体では限界があります。先ほどのように町長が発案されているような件について、住民も住民団体も参加して、協働でできる方向で検討してもらえるとありがたいですが、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

空き家コンシェルジュについてはまだまだ検討段階でございますので、いろんな御提案をお聞きしながら検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

次、お願いします。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

続きまして、御質問1の2から1の4までは関連がございますので、一括で答弁をさせていただきます。

まず、御質問1の2でございます。里山の価値をどう見ているのか。価値を研究してほしいということでございます。

里山としての森林には、農地へつながる林道であったり、農作業の合間の休憩場所としての機能がありました。農地の基盤整備によって、耕作の主体を中山間地の農地から基盤整備農地へ移すことで使わなくなった農地や森林が荒れてきたものと考えます。農地は、農業生産の場だけでなく、地域の景観形成や洪水調整、生態系の保存など多面的な機能があり、その地域に住む全てに恩恵のある重要な資源であると考えております。

現在、里山整備事業の計画はなく、その価値を研究する予定もございませんが、地域の人たちの活動による農地・水路・農道等の質的向上を図る共同活動を、多面的機能支払制度事業などを活用し農地を保全することにより、隣接する里山の保全につながればと考えております。

次に、1の3、その里山の価値を全職員と議員に周知徹底して、役場、議員が先頭に立ってというところでございます。

里山の価値につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたとおりでございます。里山保全の必要性について地域からのニーズがあり、里山の保全整備が自然保護や観光資源として町の活性化につながり、人口減少緩和策として活用できるならば、町としても取り組んでいく必要はあると考えておりますが、町職員や議員さんへ里山の価値を周知徹底する以前に、まずは地域主導で里山保全を考えている人たちの御意見を伺いたいと考えております。

次に、質問1－4でございます。里山中心の地域活性化の推進母体をつくる準備中ということでございます。町として出資や担当者の検討はしていただけるかについて答弁をさせていただきます。

里山保全活動のような取り組みは、地域で持続的に行われてこそ効果があらわれるものだと考えております。そのためには地域の熱意と合意形成が何より必要であります。町が参加して出資をすれば成果が上がるというものではないと思います。石黒議員さんが準備を進めてみえる活動の推進母体が組織された際には、その組織体制、取り組み内容をお聞かせいただき、持続的な地域活性化につながる取り組みであると判断いたしましたら、町として、財政的・人的な支援を含めて検討していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。答弁を終わります。

(1番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

再質問をいたします。

里山の価値の中に、先ほど生態系等について重要な価値があるということをおっしゃっていただきました。この生態系について、要するに理解するということと、実際に現場を見て理解するというのでは大変違うと思います。どういうことかといいますと、最初に河川の問題でさまざまな取り組みが行われ、改善が行われている等のお話がありましたけど、私どもが取り組んでいる田んぼの取り組みの中では、生態系を維持するためには荒れた田んぼではなくて、きちっとしたお米をつくる田んぼであると、さまざまな、例えばパイロットで有機物質が大量に流されたとしても田んぼが浄化するという結果が出ています。したがって、現在、南知多で行われている田んぼの取り組みについて、豊浜地区、師崎地区、内海地区等で行われていますが、それを町の関係者が実際に見てい

ただき、一緒にそれを考えていただくことはできるでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

各地区で水田の取り組みというのは、里山等のNPOさんが行っている、お子さんたちが水田で田植えをしたり、稲刈りをしたり、そういったことだと考えておりますが、そういったことは、やはり先ほども答弁しましたように地域の皆さんで取り組んでいるということでございます。町として支援できることがありましたら、支援するとか、相談するとか、そういうことは考えていきたいと考えております。

（1 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

先日、こんなことがありました。皆さんで田んぼを整備していた際、古い農道がありまして、軽トラが中まで入れないぐらいで、何台かの車が田んぼに落ちたりしました。そういう農道等について相談を行った際、十分な返事がもらえず、最終的には自分たちで人がたくさん集まって、そこの農道の整備をすることになってしまいました。もう少し現場をすぐ見ていただき、水田における価値がどんなものかということと一緒に考え、困っていることをすぐ受けとめていただきたいですが、いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

石黒議員さんが言っていることはちょっとわかりませんが、農道なのか、町道なのか、個人の道なのか、ちょっとわかりませんが、もしそういう相談があれば、出向いで一緒に検討するというか、相談はできると思いますので、よろしく願いいたします。

（1 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

先ほどのお話に、地域のニーズがあり、地域の熱意がこれの取り組みにとってが一番

重要だということをおっしゃいました。よく考えてみてください。現在の農家さんは大変熱意を失っています。また、農協さんでさえも、パイロットのような整備された土地については全面的に取り上げていただけますが、中山間地の里山等におきましては、熱意を持てとおっしゃっても、住民が熱意を失ったから、田畑を放置し、荒地にし、自分も子供も皆さん会社勤めが優先されます。それを食いとめるためにいい方法がないのでしょうか、教えてください。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

先ほど来、答弁させていただきましたことと重複になるかもしれませんが、町として、里山整備に率先して取り組んでいけないという今の現状は、里山整備の目的としまして、石黒議員さんも言うておりました、戦前から里山は大事なものだということでございますが、昔の里山の、例えば生活の中で煮炊きをするだとか、まきなどの生活燃料、堆肥の原料、それからキノコなど食料の収穫の場所、人々の日常生活のつながりがあったところが本来の里山でございます。それを、先ほど来言いました優良農地を求めて、南知多では山奥にある水田は転作等をし、麓にある水田を圃場整備して、また国営農地開発事業によって山を開墾して畑がつくられてきたということで規模拡大をしてきました。そういう農業を目指してきましたところ、現在の南知多町の農業の形となっているものでございます。こうして、先ほども石黒議員さんが言いました、生産性の上がないところはほかっておくというんではございません。そういうところから山を開墾して農地をつくってきたという南知多のスタイルがございまして、優良農地へと移行していった結果が、里山の周辺にある農地が放置され、今、関連する里山を整備したとしても、日常生活に得るものがないために整備の必要性を感じていない、熱意がないというふうになってきたのだと考えております。

近年の里山の整備の内容を見てもわかりますけれども、農地を復活させるというような里山の整備はなかなか行われておらず、従来の日常生活に必要な整備ではなくて、レクリエーションの場としての整備だとか、環境問題に寄与するための整備、それから景観に配慮した整備、そういったほうの地域振興の面での整備のほうをされているのが最近の整備ではないかと思っております。

結果として、役場が先頭に立ってできないというところがございますが、里山整備に

ついて、地域にとって必要性が感じられないということ、整備しても農地の保全につながらない。それから、町として取り組むだけの費用対効果が現在のところ見えないといったことがございます。里山整備についても土地の所有者がでございます。先ほども答弁させていただきましたけれども、石黒議員の活動の経過、事業内容、地域のニーズ、必要性をお伺いさせていただいて、まず具体的な関係者の状況、意向を把握させていただきまして、町を挙げて、広く町民に発信すべき事業かどうか、議員、職員皆さんに周知して、優先的に進める事業であるかどうかの必要性について、今後方向性を検討したいと考えておりますので、石黒議員に先ほどお願いをいたしました。地域でどういう状況にあるかということをもう一度詳しくお聞かせいただきたいと思います。これで答弁を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、齋藤君。

○企画部長（齋藤恵吾君）

それでは、御質問1の5の、人口減ストップの成果を上げるため、自治体発、役場全職員、議会が一丸となり、全住民参加の行政住民一体型の仮称次世代定住促進プロジェクトを検討することの熱意があるか。御質問1-6の、我が町では何で自治体発信でやらないのかにつきましては関連がございますので、一括で答弁をさせていただきます。

町の人口減少ストップは、町長の掲げるマニフェストの最重点目標であります。人口減少を食い止め、日本一住みやすいまちを実現するため、町長就任以降、町を挙げて取り組んでまいりました。

空き家、空き土地の有効活用を図る空き家バンク制度を創設して、その利用を促進してまいりましたことは先ほども答弁したとおりでございます。

また、農・漁業の新規就業者の支援のための家賃補助制度の創設も、この町の1次産業の活性化に貢献するものと考えております。

さらに、町内各地区にまちづくり協議会の設立を支援してまいりました。この取り組みは、今それぞれの地区で地域の特徴を反映したさまざまなまちづくり活動として花開いております。

そのほかにも、この町を住みやすい町に変えていく取り組みは、公共交通の分野では、海っ子バスの本格運行と増便、時間延長や、離島航路の渡船ターミナルの建設などを推進してまいりました。産業振興では、町産業振興協議会を設立して、6次産業化を強力

に進める体制を整えたほか、観光協会の民営化や師崎羽豆岬の展望台やSKEの歌碑などの観光スポットの整備も進めてまいりました。お年寄りや子育て世代の支援も積極的に取り組み、町職員による高齢者見守り訪問や、子ども医療費の無料化など、きめ細かい施策を新たに展開しております。

本町では、議員の言われるような定住促進のための組織は立ち上げておりませんが、これらの事業は全て、この町を住みやすい町に変え、皆さんに満足して住んでいただくために、役場全庁を挙げて各部署全職員が連携し、一丸となって取り組んでいる事業であります。したがって、役場自体が定住促進の組織として活動しているものでございます。

議員の皆様を初め、町民の皆様におかれましても、これらの事業とまちづくりの推進にぜひ御支援、御協力を心からお願いし、行政と地域、そして各産業が連携して人口減少の危機を乗り越えていく所存でございます。

また、自治体発信につきましては、先ほど申し上げたとおり、各部署全職員が連携し、一丸となって実施しているものでございます。以上でございます。

(1番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

大変よくわかりました。

今の町の取り組みの実態が、町の職員全体で人口減ストップに取り組んでいるという様子が大変よくわかりました。

あと、今後、もっと南知多町を本当に日本一よくしていくためには、私は空き家バンク、就農・漁業者受け入れ、まちづくり等が一体となった次世代定住型の、そういう一体となったところが、里山も含め、取り組める一つの方法だと考えてますので、今後、もっと成果を上げるために、空き家バンク、就農・就漁業者受け入れ、まちづくり等が一体となった取り組みが進められるよう要望いたします。

次へ進んでください。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の大きな2番に入らせていただきます。

御質問2の1、全国学力学習状況調査でございますが、義務教育の機会均等、水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るという目的で文部科学省が実施している調査でございます。

町教育委員会としましても、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることができること、学力と学習・生活環境の関連が分析できること、児童・生徒にとって学習内容の振り返りができることなど、十分に意義のある調査であると考えています。

混乱する町になるという御指摘でございますが、学校別の正答率などを公表し、順位づけたりすれば、過度な競争につながり混乱するのではないかと思います。大切なのは個々の児童・生徒の教育であり、学力と生活習慣との相関など、改善していただきたいところは子供たちや保護者の皆様にお伝えしていく必要があると思っております。以上でございます。

(1番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

現在の国が行いました学力テストについては、主な目的が、学力の把握、分析、改善と、その意味はわかりますけど、私も現場の先生方に接した際、現在の学力把握につきましては、現場の先生は学力テストがなくても十分把握されていると認識しています。また、改善も、現場の先生がさまざまな努力を行って改善し、むしろ地域に合った子供づくりを進めようとしているということが、現場の先生にお会いしますとよくわかります。

したがって、現在のような学力テストにつきましては、やらなくても、現場の先生の方で十分できると考えます。逆に、これを行うことによって、先ほどから言いましたように、55億円のお金を全国で使うことになります。それを35人学級を1年生から2年生に振り向けるとか、そういうことを考えていくのが前向きの考えだと考えますので、そういうような現場の先生が、現在既に子供たちの学力、生活を十分つかんでいるにもかかわらず、それをやってしまうということは、現場の先生は立場上反対できないと思います。やっぱり教育委員会等、現場の先生のためにはどうしたらいいのか、独自に検討

していただいて、学力テストについての再検討が必要じゃないかというようなお話ができないものでしょうか、伺います。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

学校の現場におきましては、ほかにもテスト等はございますので、そういった面は若干はあろうかと思えますけど、全国学力学習状況調査につきましては全国的に調査を実施するというごさいまして、児童・生徒の学力の状況が客観的に把握できるということ、児童・生徒の学力と学習・生活環境の関連が分析できるという点で大きな効果がございます。私どもも、いい教育を提供する立場としまして、教育施策や教育指導の改善につなげて、子供たちによりよい教育を提供したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

（1 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

学力等だけでしたら、実際にこのような学力テストが本当に必要なんでしょうか。もう一度お聞きします。

それから、生活調査というのも実際に行われています。なぜそんなことが行われなくちゃいけないのでしょうか。そこも、教育委員会として検討できる課題としてあるのではないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（榎戸陵友君）

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

学力テストの位置づけ、学習調査の位置づけをお伺ひしていただきました。簡単に言いますと、今回の調査について、私どもの捉え方は、学校の健康診断、子供たちにとっては人間ドック、そういった位置づけをしておりまして、よい点を伸ばし、改善点・課題については改める。不足は補う。これで、役場がやっております P D C A と一緒のごさいます。振り返り、改善を図るとというのが目的でございます。

議員言ったように、学習状況調査が必要なのかというところでございますが、議員見

られたのは、豊浜小学校の便りをごらんいただいて御質問いただいたかと思うんですが、ここでは3点しか触れておりません。しかしながら、文科省のほうは、小学校で子供たちに74項目について質問しております。中学校も同じです。それから、学校の先生方にも、教育のあり方、指導のあり方について、また別途調査をしておるといところで、全国的なレベル、例えばスマートフォンを使ったゲーム、それからLINE、そういったものが全国と比べて、私どもの町が少し多いのではないかとか、それに伴って、自宅での勉強、宿題にかかる時間が全国と比べて短いのではないかとか、そういったところがわかるという意味で、必要じゃないとは思っておりません。必要だと考えております。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

ここで、石黒議員にお伝えします。

発言の途中でございますけれども、持論については最小限にして、質問事項がはっきりとわかるように簡潔に質問してください。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の2の2の、来年度以降中止か、希望制を検討してほしいということですが、中止することなど、基本的には国がお決めになることでございます。調査が実施されれば参加いたします。

子供と先生を守る町にしてほしいということにつきましては、そのお気持ちをしっかり受けとめさせていただきます。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問2の3の、40人学級に戻すことに同意しますかということですが、現在、国が35人学級としているのは小学校第1学年のみであります。別途、愛知県独自の政策により、小学校第2学年と中学校第1学年も35人学級にさせていただいています。

きめ細やかな指導ができるという意味で35人学級の方が望ましいと思います。40人学級に戻すということは、財務省の財源論という観点からの話と受け取っています。文部科学省は反対されています。むちゃな方針を断る町こそ若者が移住したくなるということにつきましては、簡単に結論づけることは難しいと考えています。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

1 番、石黒君。

○1 番（石黒正重君）

現状は35人学級が1年生で実施されています。さらに、この地域の要望として、35人を継続する。さらにそれを2年生に拡大するというようなことを以前お聞きしています。それを、財務省だけの方針だということの問題を片づけることができるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（榎戸陵友君）

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

議員が問題にされておるのは、小学校1年生の35人学級のことでございます。確認をさせていただきますけれども、35人学級というのを国が始めたのは平成24年度、3年前からです。しかしながら、愛知県においては、既に平成16年度から小学校1年生、それで小学校2年生については平成20年度から、その翌年の21年度からは中学校1年生についても35人学級を始めておるという状況でございます。財務省が今言っておるだけで、愛知県は独自に取り組んでおりますので、愛知県がやめるということでしたら話は別ですけれども、現状において、私ども、行動に移す、反対をするという意味はございません。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問2の4の、道徳の教科化という問題でございますが、児童・生徒が命を大切に
する心や他人を思いやる心、善悪の判断など、規範意識等の道徳性を身につけることは
とても重要であると考えています。また、教育は幅広い知識と教養を身につけ、真理を
求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな体を養うことである
と思っておりますので、道徳心を培うことは大切なことでございます。

道徳の問題とは別に、子供の立場のわかる町として、教育委員会として努力していき
たいと思います。無論、憲法や教育基本法も遵守してまいりますし、先生、子供を守っ
ていく、育てていくという立場であることは認識しています。子供たちの多様な考え方

を阻害するつもりは毛頭ございません。単純に、命を大切に、他人を思いやる心を育んでほしいと願うものでございます。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

以上で石黒正重君の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。休憩は2時35分までといたします。

[休憩 14時21分]

[再開 14時34分]

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第5 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度南知多町
一般会計補正予算（第5号））

○議長（榎戸陵友君）

日程第5、議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度南知多町一般会計補正予算（第5号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

それでは、議案第57号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度南知多町一般会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして御報告申し上げまして、御承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,335万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億9,831万6,000円としたものでございます。

本年11月21日の衆議院の解散に伴いまして、本年12月14日に執行されます衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要します経費を追加したものでございます。

補正の内容でございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。8ページ、9ページをごらんいただきたいと思
います。

3の歳出でございます。2款総務費、4項選挙費、83目の衆議院議員選挙費1,326万
4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、衆議院議員総選挙の執行経費
といたしまして、投開票管理者等の報酬、職員の時間外勤務手当、またポスター掲示場
の設置・撤去委託料などに要する経費でございます。

次に、10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

84目となっておりますけど、最高裁判所裁判官国民審査費は9万円の増額補正であり
ます。内訳については、記載のとおりでございます。

以上で歳出の説明を終わります。次に、歳入の説明を申し上げます。6ページ、7
ページをお願いします。

2の歳入でございます。14款県支出金、3項委託金、1目の総務費委託金1,335万
4,000円の増額でございます。歳出で御説明させていただきました衆議院議員総選挙及
び最高裁判所裁判官国民審査に係る県委託金でございます。

12ページから14ページにつきましては、補正予算の給与費明細書でございます。説明
は省略させていただきます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第57号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第58号 町道路線の廃止について

○議長（榎戸陵友君）

日程第6、議案第58号 町道路線の廃止についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第58号 町道路線の廃止につきまして御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんいただきたいと思います。

1の提案の理由につきましては、町道について、路線の廃止をするため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるからでございます。

2の廃止の概要につきましては、町道1315号線は、公図上に道路敷地はなく、現在道路としても利用されていないため、町道1315号線延長21メートルを廃止するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

廃止の路線図でございます。青色の破線が今回廃止する町道1315号線でございます。

位置は、内海字一色9番地先の内海港の東浜小柵緑地の西側になります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第58号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 財産の購入について（給食配送車）

○議長（榎戸陵友君）

日程第7、議案第59号 財産の購入について（給食配送車）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

それでは、議案第59号 財産の購入につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんいただきたいと存じます。

提案の理由でございますが、給食配送車1台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る11月26日に町内の3者による指名競争入札で行っております。

財産の概要でございますが、給食配送車1台。日野デュトロ冷蔵冷凍車、積載量1,400キログラムでございます。南知多町学校給食センターに平成27年3月27日までに納入するものでございます。契約金額は804万4,920円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は59万5,920円です。契約の相手方は、株式会社ツバサJPでございます。

なお、次のページには入札結果をつけてございます。

その次のページには、参考資料として、物品の概要をつけてございます。

今回の給食配送車は、日間賀小・中学校用として利用し、給食を安全に学校に提供するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第59号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第8、議案第60号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第60号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 改正の理由は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成27年1月1日に施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の内容は、出産育児一時金の支給額を39万円から40万4,000円に引き上げ、加算額を3万円から1万6,000円に引き下げるものでございます。第5条関係であります。次のページに新旧対照表を添付してありますので、御確認ください。

3. 施行期日は、平成27年1月1日でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第60号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第61号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

について

○議長（榎戸陵友君）

日程第9、議案第61号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第61号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部が平成26年12月1日から施行され、児童扶養手当法の一部が改正されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

2の改正の主な内容でございます。次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う条文の整理を行うもので、附則第5条関係の改正となります。なお、今回の改正で対象となります消防団員等は現在おりません。

3の施行期日は、公布の日であります。

また、次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第61号の件については、総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10 議案第62号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第63号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第64号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第10、議案第62号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第63号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第64号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第13、議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての4議案は、関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

○総務部長（渡辺三郎君）

議案第65号の次に提案理由の説明をつけさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

それでは、議案第62号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第64号 南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の4議案につきまして、一括して提案理由の説明をさせていただきます。

1の改正の理由でございます。

人事院は、平成26年8月7日に、民間給与との格差を埋めるため、平均0.3%俸給表の水準を引き上げるなどの給与勧告を行いました。一方で、平成27年4月から、地域の民間給与水準を踏まえて、俸給表の水準を平均2%引き下げ、それに合わせ、地域手当の支給割合を見直すなどの給与制度の総合的見直しの勧告も行いました。

これにより、本町においても、国家公務員の給与改定に合わせて、議会議員、特別職の職員及び教育長の期末手当支給割合の改定、並びに一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

2の改正の主な内容は、(1)の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、第6条第2項関係の改正となります。

(2)の南知多町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、第4条関係の改正となります。

(3)の南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、第2条第3項関係の改正となります。改正内容は、期末手当の支給割合について、平成26年12月期は0.15月分引き上げ、また平成27年6月期と12月期は、現行との比較において、それぞれ0.075月分引き上げるものであります。表は、期末手当の6月期、12月期を区分ごとに年間の合計支給割合をあらわしたものでございます。

次に、(4)の南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

第1条関係は、アの給料表の改正で、別表第1、別表第2を改正するものです。初任給と若年層に重点を置いて、給料月額を平均0.3%引き上げるため、別表第1及び別表第2の給料表をそれぞれ改正するものであります。

イの通勤手当の額の改正は、第15条第2項第2号関係の改正であります。自動車等の交通用具使用者に係る支給月額を、使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

次の第1条及び第2条関係は、アの勤勉手当の支給割合の改正は、第21条第2項第1号関係の改正であります。勤勉手当の支給割合について、平成26年12月期は0.15月分引き上げ、また平成27年6月期と12月期は、現行との比較において、それぞれ0.075月分引き上げるものであります。表は、勤勉手当の6月期、12月期を区分ごとに年間の合計支給割合をあらわしたものでございます。

次の第2条関係は、アの給料表の改正で、別表第1、別表第2を改正するものです。

民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、給料月額を平均2.0%引き下げるため、別表第1及び別表第2の給料表をそれぞれ改正するものであります。

イの給料の切りかえに伴う経過措置としましては、3年間の現給保障がされます。これは、附則第5条関係の改正でございます。新たな給料月額が、切りかえ日の前日となる平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給するものです。

ウの単身赴任手当の額の改正は、第15条の2第2項関係の改正であります。支給月額の基礎額と加算額の上限を引き上げるもので、現行の基礎額2万3,000円を3万円に、現行の加算額の上限4万5,000円を7万円とするものであります。なお、単身赴任手当の支給に該当する職員は現在おりません。

エの管理職員特別勤務手当の額の改正は、第19条の2第2項関係の改正でございます。勤務1回についての支給額の上限を、現行の8,000円を8,500円に引き上げるものでございます。

3の施行期日等でございます。

(1)の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、(2)の南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、(3)の南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきましては、平成26年12月22日からの施行であります。ただし、第2条の平成27年度における期末手当に係る支給割合の改正規定は平成27年4月1日から施行し、第1条の平成26年度の期末手当に係る支給割合の改正規定は平成26年12月1日から適用となります。

(4)の南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、平成26年12月22日からの施行であります。ただし、第2条の平成27年度における給料、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当に係る改正規定は平成27年4月1日からの施行であります。また、第1条の平成26年度における給料及び通勤手当に係る改正規定は平成26年4月1日から、勤勉手当の改正規定は同年12月1日からそれぞれ適用となるものでございます。

提案理由の次のページに各条例の新旧対照表をつけていますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で4議案の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第65号までの4議案については、総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 議案第66号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第6号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第14、議案第66号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、鳥居君。

○副町長（鳥居敏正君）

それでは、議案第66号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,032万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,863万7,000円とするものでございます。

今回補正をお願いする内容につきましては、大きく分けまして、給与改定などに伴います人件費と、当面の行政運営上必要となりました人件費以外の経費の2つになります。人件費につきましては補正予算給与費明細書で説明させていただき、科目ごとの説明に

つきましては省略させていただきますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、まず歳出の人件費から御説明させていただきます。44ページ、45ページをお願いいたします。

補正予算の給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

左のページの1の特別職の表の一番下の段になります比較の計欄をごらんいただきたいと思います。

給与費のうち、期末手当につきまして、支給月数の増加に伴い76万6,000円を増額し、その他の手当につきましては1,000円を減額し、合計76万5,000円を増額させていただいております。その隣になります共済費につきましては、9万1,000円を減額するものでございまして、合わせまして67万4,000円の増額とするものでございます。

次に、右のページをごらんいただきたいと思います。

右のページにつきましては、一般職に係る給与費及び共済費の補正の内容でございます。

(1)の総括の表をごらんください。

職員数につきましては、退職及び介護保険特別会計への職員異動によりまして、2人の減となっております。

次に、給与費のうち、給料につきましては283万6,000円の減額でございます。これにつきましては、職員の退職を含めました職員異動等によるものでございます。

職員手当等の1,209万9,000円の増額につきましては、下の段の表に内訳がございしますが、給与改定などに伴います勤勉手当などが増額となっているものでございます。

次に、46ページにつきましては、今回の補正の増減額の明細、また47ページと48ページにつきましては、補正後の給料及び職員手当の状況をあらわしたものでございます。説明は省略させていただきます。

続きまして、次に歳出の人件費以外の補正分について御説明させていただきます。18ページ、19ページをお願いいたします。

まず、2款の総務費、1項の総務管理費、6目の検査管財費でございます。13節委託料658万8,000円につきましては、公共施設における吹きつけアスベスト使用実態調査に係る経費を増額補正させていただいたものでございます。次に、15節の工事請負費42万円につきましては、日間賀島宇浜側地内の普通財産におきまして、道路への落石が発生したため、今後の落石・土砂災害を防止するために落石防止工事を行う経費を増額させ

ていただいたものでございます。

次に、9目の電算管理費につきましては98万1,000円の増額補正でございます。これにつきましては、社会保障・税番号制度のシステム整備に係ります地方公共団体情報システム機構への負担金を増額するものでございます。

次に、15目諸費につきましては9,760万円の増額でございます。これにつきましては、水道事業会計で実施します上水道安全対策配水池能力増強事業、内容につきましては、日間賀島の配水池築造事業でございます。その一部を一般会計から補助するものでございます。

次に、24ページ、25ページをお願いします。

3款の民生費、1項社会福祉費、6目の介護保険費でございます。28節の繰出金75万2,000円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。介護保険特別会計におきまして、職員人件費の増額に伴いまして、一般会計から介護保険特別会計への繰出金を増額するものでございます。

次に、下の段の2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費でございます。次のページをお願いします。23節償還金、利子及び割引料につきまして59万8,000円でございます。平成25年度児童手当支給事業に係ります国庫負担金の精算に伴う国庫負担金返還金でございます。

28ページ、29ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目の知多南部衛生組合費でございます。309万9,000円の減額補正でございます。この内容につきましては、知多南部衛生組合職員の人件費の減額及び平成25年度の繰越金の精算等によりまして組合分担金を減額するものでございます。

次に、2項の清掃費、1目のじん芥処理費でございます。11節の需用費におきまして854万9,000円の増額でございます。これにつきましては、平成26年4月からの消費税引き上げに伴いまして、指定ごみ袋の売りさばき実績が増加したことに伴いまして、在庫数が不足するため、追加購入をするものでございます。

次のページをお願いします。

13節におきまして、委託料358万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、離島事業系ごみ収集運搬委託料で、両島の観光協会からの要望も受けまして、委託料を増額補正するものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費につきましては509万3,000円の増額でございます。平成26年4月に施行されました改正農地法によりまして、農地台帳の整備項目の法定化及び農地の地番等の公表が義務づけられたことに伴いまして、農地台帳システムの整備に要する経費の増額補正をお願いするものでございます。

少し飛びまして、36ページ、37ページをお願いします。

9款の消防費、1項消防費、1目常備消防費407万1,000円の減額でございます。知多南部消防組合職員の人件費の減額及び平成25年度の繰越金精算などにより組合分担金を減額するものでございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、4目教職員住宅費につきましては、財源更正をお願いするものでございます。これにつきましては、当初予算に計上しています篠島教職員住宅改修工事の財源といたしまして、国庫支出金のがんばる地域交付金1,937万円を充当しまして、また補正予算（第3号）に計上させていただきました教職員住宅アスベスト除去事業の財源といたしまして、地方債1,530万円の充当を行いまして、財源更正を行うものでございます。

飛びまして、42ページ、43ページをお願いします。

11款の災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、4目海岸施設災害復旧費794万円の増額でございます。本年8月の台風11号により、内海港海岸を初め4海岸に漂着しました流木等の処分費及び日間賀漁港海岸施設の被害を受けました東西の海水浴場のトイレの外壁破損等の修繕を行うものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をさせていただきます。12ページ、13ページをお願いします。

2の歳入でございます。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございます。2,813万3,000円の減額でございます。これにつきましては、平成26年度分の普通交付税額の決定に伴いまして減額をさせていただくものでございます。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金につきましては852万4,000円の増額でございます。この内容といたしましては、社会保障・税番号制度に向けた住基システム等改修事業費につきまして補助金の交付決定がありましたので、1,084万6,000円を減額しまして、先ほど歳出で御説明しました篠島教職員住宅改修工事の財源といたしまして、がんばる地域交付金1,937万円の増額補正を行うものでござい

ます。

次に、2目民生費国庫補助金205万5,000円の減額でございます。これにつきましては、社会保障・税番号制度に向けた社会保障システム等改修事業費について補助金の交付決定がありましたので、減額補正をさせていただくものでございます。

次に、14款県支出金、1項県負担金、3目の災害復旧費県負担金につきましては588万1,000円の増額でございます。歳出で御説明させていただきました海岸施設災害復旧費のうち、海岸に漂着しました流木等の収集・運搬及び処分に要します経費の2分の1相当額を県からいただくものでございます。

次に、2項の県補助金、4目農林水産業費県補助金300万2,000円の増額でございます。これにつきましては、歳出で御説明させていただきました農地台帳システム整備に係る県の補助金でございます。

次に、14ページ、15ページをお願いします。

18款の繰越金、1項繰越金、1目の繰越金でございます。350万2,000円の増額でございます。今回の歳入歳出補正の財源調整といたしまして増額するものでございます。

次に、19款諸収入、4項雑入、3目の雑入でございます。612万円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出で御説明させていただきました追加購入をします指定ごみ袋に係る売りさばき金を増額するものでございます。

次に、20款町債、1項町債、4目教育債1,580万円の増額補正でございます。先ほど歳出で財源更正として御説明しました教職員住宅アスベスト除去事業費の財源といたしまして、地方債を増額するものでございます。

次に、5目の臨時財政対策債でございます。2,008万円の増額でございます。これにつきましては、平成26年度分の普通交付税額が決定したことによりまして、本町が借り入れすることができます臨時財政対策債の額が確定しましたので、その限度額と同額を借り入れするために増額するものでございます。

次に、6目の総務債でございます。9,760万円の増額でございます。歳出で御説明しました水道施設整備事業費補助金の財源といたしまして、水道事業会計一般会計出資債を増額するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま歳入の20款町債にて説明させていただきました地方債の追加及び変更の表で

ございます。一般会計の地方債残高につきましては、この補正予算書の49ページにございます。49ページをごらんいただきたいと思います。49ページ、表の一番下段の右側になります。平成26年度末現在高見込み額につきましては59億7,319万6,000円でございます。

以上で、提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第66号の件については、各委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15 議案第67号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第15、議案第67号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第67号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,466万1,000円とするものでございます。

歳出から御説明させていただきますので、8ページ、9ページをごらんください。

3. 歳出。3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費は590万6,000円の増額補正であります。これは、包括支援センター職員1名の増員と人事異動等に伴う増額補正でありまして、2節給料で294万円、3節職員手当等で210万2,000円、4節共済費で86万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。6ページ、7ページをごらんください。

2. 歳入の上段から、2款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の増額補正150万4,000円、下段の4款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の増額補正75万2,000円、次の6款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の増額補正75万2,000円、最後に、6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金の増額補正289万8,000円は、いずれも歳出の3款地域支援事業費における590万6,000円の増額補正に対しまして、介護保険の財源負担割合に応じて、それぞれ増額補正をするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第67号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第68号 平成26年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第16 議案第68号 平成26年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは、議案第68号 平成26年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出におきまして、収入として、第1款水道事業収益を167万5,000円増額し、その総額を8億3,323万2,000円、支出としまして、第1款水道事業費用を8,272万3,000円増額し、その総額を8億2,262万8,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,542万6,000円を1億4,947万4,000円に改め、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額106万9,000円を1,129万3,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金3,965万7,000円を1億3,818万1,000円に改め、当年度分損益勘定留保資金1億1,470万円をゼロ円に改めるものであります。

また、その収入として、第1款資本的収入の財源更正を行うもので、530万円増額し、その総額を2億9,395万4,000円、支出としまして、第1款資本的支出65万2,000円を減額し、その総額を4億4,342万8,000円とするものであります。

次に、2ページをごらんください。

企業債の第4条は、予算第5条に定めた企業債を9,230万円減額し、限度額を9,760万円とするものであります。

次に、下段になります。議会の議決を経なければ流用することができない経費の第5条は、予算第6条に定めた(1)職員給与費を103万3,000円減額し、その総額を7,273万2,000円とするものであります。

次に、3ページをごらんください。

他会計からの補助金の第6条は、予算第7条に定めた町補助金9,760万円を増額し、総額1億8,350万3,000円とするものであります。

次に、補正をお願いする内容を御説明申し上げます。

まず、歳出の人件費から御説明を申し上げます。

9ページの補正予算給与費明細書をごらんください。

1. 総括の下段になります。比較合計をごらんください。

給与費79万1,000円減、法定福利費24万2,000円減、合計103万3,000円減額するものがあります。これは、人事異動等に伴い減額補正するものであります。

次に、10ページから12ページは、今回の補正の増減額の明細と給料及び手当等の状況をあらわしたものであります。説明は省略させていただきます。

次に、少し飛びまして、20ページ、21ページをお願いします。

人件費以外の補正内容について御説明を申し上げます。

補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出の収入としまして、1款水道事業収益、2項営業外収益、7目長期前受金戻入167万5,000円を増額し、主な支出としまして、1款水道事業費用、1項営業費用、4目減価償却費7,288万円増額するもので、これは改良により不用となった固定資産を除却し、その帳簿価格を除くものであります。

また、下段の2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税1,022万4,000円を増額補正するものであります。

次に、22、23ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入として、1款資本的収入、3項企業債、1目企業債9,230万円を減額し、4項補助金、3目町補助金9,760万円を増額し、日間賀島配水池築造工事の財源補正をするものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第68号の件については、総務建設委員会に付託

することに決定いたしました。

日程第17 請願第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求め
る請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第17、請願第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求め
る請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

請願第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願。6
番、山下節子。

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、愛知県名古屋市熱田区沢下町9番3号、労働会館本館403、愛
知県医療介護福祉労働組合連合会執行委員長 西野ルミ子でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて（5局長通
知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を
整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取り組みについて（6局長通
知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。

また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県
に対して当該事項にかかわるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援セン
ター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるために支援するよう求め、
予算化しています。

しかし、日本医労連が2013年に実施した「看護職員の労働実態調査」（回答数3万
2,372）では、「慢性疲労」（73.6%）、「やめたいと思う」（75.2%）という看護師
の実態や、医療の提供についても「十分な看護ができていない」（57.5%）、「ミス・
ニアミスの経験がある」（85.4%）という事態に陥っており、これらの状況が前回の調
査（2010年）から改善されていないことも明らかになっています。

政府は「医療機能の再編」によって医療提供体制を改善しようとしていますが、勤務

環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ません。2015年度には第8次看護職員需給見通しが策定されますが、単なる数値目標とするのではなく、看護師等の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことが求められています。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるようお願いいたします。

請願事項1. 看護師など「夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上」とし、労働環境を改善すること。

2. 医師・看護師・介護職員などを大幅にふやすこと。

3. 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第18 請願第10号 介護従事者の処遇改善を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第18、請願第10号 介護従事者の処遇改善を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

請願第10号 介護従事者の処遇改善を求める請願。6番、山下節子。

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、愛知県名古屋市熱田区沢下町9番3号、労働会館本館403、愛知県医療介護福祉労働組合連合会執行委員長 西野ルミ子でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

超高齢社会を迎え、介護のニーズが高まる中で介護労働者の数も年々増加しています。しかし「低賃金・重労働」という介護現場の実態は介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど深刻な人員不足を引き起こしています。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題です。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきましたが、抜本的な改善に結びついていないことは厚生労働省の賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の介護職員の賃金推移を見ても明らかです。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる2025年には237～249万人の介護職員が必要となると推計し、そのために1年当たり6万8,000～7万7,000人の増員が必要としています。また、安全・安心の介護を実現するためにも介護職員の人員確保は不可欠の課題となります。

介護労働者の平均賃金は全労働者平均よりも9万円も低い状況となっています（全労連「介護労働実態調査」）。国は「介護・障害福祉従事者処遇改善法」を成立させましたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要があります。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様に低くなっており、処遇の引き上げが必要となっています。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるようお願いいたします。

請願事項1. 介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については、保険料や利用料に転嫁せず、国費で行うこと。

2. 処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大すること。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第19 請願第11号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第19、請願第11号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

請願第11号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める請願。

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、愛知県名古屋市熱田区沢下町9番3号、労働会館本館403、愛知県医療介護福祉労働組合連合会執行委員長 西野ルミ子でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

2025年超高齢化社会が訪れるもとで、愛知県内の医師・看護師・介護職員などの人手不足が深刻です。背景には、勤務医の過重労働や、看護職員の夜勤労働等の変則長時間労働に見られるような現場の苛酷な労働実態があります。

愛知県医労連が取り組んだ「看護職員労働実態調査」（2,586人分集約・13年実施）では「仕事をやめたい」と思っている人は76%に上り、やめたい理由は「人手不足で仕事がきつい」が47%とトップです。「医療ミス・ニアミスの経験がある」86.6%に上り、医療の安全が脅かされています。

愛知県の平成23年の看護職員数は需給数と供給数に対し、人口10人万対比で全国42位と少ない実態にあることから、愛知県議会は2014年7月、看護職員の確保対策の充実を求めて衆参議長意見書を提出しています。

厚生労働省が平成22年に策定した「看護職員第7次需給見通し」では、平成27年における愛知県の看護職員数の需要数は7万4,657人としていますが、安全・安心の医療体制のためには「日勤は患者4人に看護師1人、夜勤は患者10人に看護師1人」以上の体制と、夜勤・交代制労働の改善や休暇・諸権利取得が保障される労働条件が必要です。愛知県においては、現状の2倍に当たる15万人以上の看護職員を確保し、愛知県民がいつでも・どこでも・誰でも、安全・安心の医療・介護が受けられる体制が求められています。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法99条に基づく愛知県に対する意見書を決議していただけるよう請願いたします。

請願事項1. 医療の高度化・超高齢化社会を支えるため、愛知県の看護職員数を15万人以上にふやして安全・安心の医療と介護が受けられるようにすること。

2. 「第8次看護職員需給見通し」策定に当たり、夜勤軽減、長時間労働の是正、有

給休暇の取得促進など、勤務環境改善を盛り込む抜本的な計画を策定すること。

3. 愛知県内の医師数を大幅に増員すること。

4. 愛知県内の介護職員を大幅に増員すること。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第20 請願第12号 消費税増税10%への引き上げ中止を求める意見書提出を求め
る請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第20、請願第12号 消費税増税10%への引き上げ中止を求める意見書提出を求め
る請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、愛知県知多郡南知多町大字大井字真向23の1、渡辺和男初め
266名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

政府は、4月1日消費税率を8%に引き上げました。長引く不況に加え、物価上昇、
収入減、社会保障削減の三重苦を強いられています。景気回復への願いはむなしい状況
です。

地域経済の疲弊・商店街の衰退は甚だしく、失業率は改善されず、業者の倒産廃業に
歯どめがかかっていません。このような状況にのしかかる消費税増税と社会保障の負担
増により、地域経済は破壊されようとしています。

政府は莫大な税金をつぎ込み、「消費税は社会保障財源に充てる」と大宣伝を行って
います。それならばどうして年金制度改悪・医療費負担増など社会保障負担がふえ、制
度が改悪される一方なのでしょうか。

そもそも消費税は、低所得者ほど負担が重い、弱い者いじめの税金で、社会保障財源

としてはふさわしくありません。

財政再建のためと言うなら、税金の使い方を国民の暮らし・福祉優先に切りかえ、これまで引き下げてきた法人税率の見直しや大企業・大資産家に応分の負担を求めることが必要です。

今、政府がやるべきは、増税法附則第18条第3項に基づき、消費税増税10%の引き上げを中止することです。

町民の切実な実態と声を受けとめ、国に対し、消費税10%への引き上げ中止を要請してください。

以上の趣旨から、下記事項についてお願いいたします。

請願事項1. 政府に、消費税増税10%への引き上げ中止を求める意見書の提出を求めます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

[散会 15時42分]

